

港区子育てハンドブック

みんなとKIDS

あんしん子育て



港区子育てハンドブック「みんなとKIDS」は、妊娠期から子育て期までを対象に、各種制度、情報等を紹介しています。

ハンドブックに掲載している子ども・子育て情報は、港区ホームページでもご覧になれます。

このハンドブックに掲載している情報は、令和7年3月現在のものです。

要件、料金等が変更になる場合があります。掲載している情報の詳細については、担当連絡先にご確認ください。

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区



妊娠したら 4

母子健康手帳(親手帳) 4
 妊婦健康診査 4
 みなとプレママ応援事業(妊婦全局面接) 5
 妊婦訪問 5
 妊娠相談ほっとライン 5
 母親学級 5
 両親学級 5
 みなと母子(親子)手帳アプリを活用ください!! 6
 港区出産・子育て応援メール(妊娠期) 6
 妊娠高血圧症候群等の医療費助成 7
 妊婦歯科健診 7
 産前産後家事・育児支援サービス 7
 入院助産 8
 出産費用の助成 8
 出産育児一時金 9
 港区国民健康保険に加入している人の
 出産育児一時金 9
 産前産後期間の国民年金保険料免除制度 10

赤ちゃんが生まれたら 11

出生届 11
 マイナンバーとマイナンバーカード 11
 出生通知書 12
 新生児聴覚検査 12
 こんには赤ちゃん訪問(全戸訪問事業) 12
 港区ファミリー・アテンダント事業
 (見守り支援・伴走型支援) 13
 産後母子ケア事業 13
 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業 14
 産後母子ケアデイサービス及び乳房ケア事業 14
 乳幼児健康診査・育児相談・講座 14
 予防接種 15
 子ども医療費助成 15
 子どもの疾病への医療費助成 16
 児童手当 16
 港区出産・子育て応援メール(育児期) 17
 ブックスタート事業 17

保育園・幼稚園 18

保育園 18
 保育園の入園手続き 19
 芝浦アイランドこども園の入園手続き 19
 港区内認可保育園等一覧 19
 居宅訪問型保育事業(医療的ケア児) 20
 元麻布保育園(医療的ケア児・障害児クラス) 20
 港区内認証保育所 20

認可外保育施設 21

認証保育所又は認可外保育施設保育料助成金及び
 施設等利用給付について 21
 みなと保育サポート事業 21
 幼稚園 22
 区立幼稚園の入園手続き 22
 私立幼稚園の入園手続き 22
 区立幼稚園3年保育 23
 区立幼稚園預かり保育 23
 幼稚園一覧 24
 区立幼稚園 未就園児の会 24
 区立幼稚園 園庭開放 24
 家庭と園と一緒に子育てしましょう 24

一時的に預けたいとき 25

一時保育 25
 あっぴい等の一時預かり 26
 派遣型一時保育事業 26
 トワイライトステイ 26
 乳幼児ショートステイ 27
 育児サポート「子むすび」 27
 病児・病後児保育室 28
 訪問型病児・病後児保育の利用料助成 29
 ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業 29

みんなで子育て 30

保育園であそぼう! 30
 子育てひろば 30
 子育てコーディネーター室 30
 児童館・子ども中高生プラザ・
 児童高齢者交流プラザ 31
 ふたごの会 32
 なかよし会 32
 ぶちとまとの会 32
 芝の家 32
 よちよち子育て交流会 32
 港区子ども・おとな 地域みなトーク事業 33
 手ぶらでお出かけ事業 33
 たかなわ子どもコミュニティカレッジ 33
 高輪ほっとひといき子育て支援事業[COCO] 34
 芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト 34
 たんぽぽクラブ 34
 港区立図書館 35
 絵本貸出定期便 35
 港区立郷土歴史館 35
 美術館・ミュージアム情報 36



あそびのきちで初めての外遊び！
 プレーパークで思いきり遊ぼう！！ 36
 公園・児童遊園・緑地 36
 港区コミュニティバス「ちいばす」 37
 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」 37

受験生チャレンジ支援貸付事業 60
 奨学資金給付及び貸付事業（大学等） 60
 港区在宅療養相談センター 61
 医療相談 61
 「福祉総合窓口」にご相談ください 61



学校に入ってから 38

小学校入学準備 38
 区立小学校一覧 39
 特別支援学級・通級指導学級 39
 就学援助 39
 学童クラブ 39
 「放課GO→」「放課GO→クラブ」 40
 適応指導教室（つばさ教室） 40
 中学校入学準備 40
 区立中学校一覧 40
 特別支援学級・通級指導学級 40
 子どもを守る行政の取組 41



子育てSOS 62

入院を必要とする小児救急（港区近隣） 62
 小児初期救急診療「みなと子ども救急診療室」 62
 港区の休日診療・薬の相談 62
 東京消防庁救急相談センター 63
 医療情報ネット（ナビイ） 63
 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 63
 災害時の連絡方法 64
 災害にあったときは 64
 備えあれば憂いなし 64
 地震発生！そのとき、家の中にいたら 65
 地震発生！そのとき、外出していたら 66
 避難する 67
 自宅にとどまる 68
 区の対策・公開情報など 69



相談・サポート 42

港区子ども家庭総合支援センター 42
 子ども家庭支援センターの相談事業 43
 児童相談所 45
 児童精神科医による相談
 （こころの健康相談） 46
 母子メンタルヘルス相談 46
 男女平等参画センター（リーブラ）相談室
 「心のサポートルーム」 46
 グループお母さんの時間 47
 港区立児童発達支援センター（ばお） 47
 港区生活・就労支援センター 48
 その他の相談窓口 49
 「虐待かな」と思ったら 51
 「DVかな」と思ったら 52
 DV加害者更生プログラム利用助成金交付事業 52
 社会的養護の施設・制度 53
 ひとり親家庭支援 54
 児童扶養手当受給者対象の優遇制度 55
 ひとり親の就労支援 56
 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 57
 東京都母子及び父子福祉資金貸付金 57
 離婚前後の親支援事業 57
 子育て支援員研修 58

凡例

問 問い合わせ ☎ 電話番号 F FAX HP ホームページ 📍 所在地



妊娠したら

母子健康手帳（親子手帳）

問 各総合支所区民課保健福祉係（裏表紙参照）

「母子健康手帳（親子手帳）」は、お母さんとお子さんの健康記録として大切なもので、妊婦の定期健診などで必要になります。

病院で妊娠と診断されたら、各総合支所、台場分室の窓口で妊娠届出書に記入して届け出てください。その場で、「母子健康手帳（親子手帳）」「母と子の保健バック」「港区妊娠・子育て情報ファイル」をお渡します。



妊婦健康診査

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



○妊婦健診を受けましょう

妊婦健診では、妊婦さんと赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために、子宮頸がん検診やクラミジア抗原検査のほか、血液検査や超音波検査を行います。

また、病気の有無を調べるだけでなく、妊娠期間を安心して過ごせるよう、医師や助産師に不安に思うことを相談することができます。健康な状態で出産を迎えられるよう、日常生活のなかでも気を付けていきましょう。

健診費用には、公費による補助制度がありますので、妊婦健診をぜひ受けてください。



こんな不安があれば、相談してみよう！

- つわりの対処法
- 妊娠中の食事
- 貧血の予防
- 流産の兆候と予防
- 腹帯の巻き方
- 里帰りの時期
- むくみ・便秘・頻尿・腰の痛み等
- 入院の準備
- おっぱいケア
- 産後の支援者 など

○妊婦健康診査費用助成

母子健康手帳（親子手帳）交付時に妊婦健康診査受診票 14 枚、妊婦超音波検査受診票 4 枚、妊婦子宮頸がん検診受診票 1 枚を交付します。

受診票に記載された検査項目（保険適用外）については、公費負担の対象となります。

上記受診票は、都内の委託医療機関でのみ利用可能です。都外の委託医療機関や助産院で妊婦健康診査を受診した場合は、申請により費用の一部を助成します。

○多胎妊婦に対する妊婦健康診査助成

多胎妊娠に伴い、通常の妊婦健康診査の回数を超えて自費で妊婦健康診査を受診した際に要した費用の一部を助成します。詳細はお問い合わせください。

みなとプレママ応援事業（妊婦全員面接）

問 みなとプレママ応援事業（直通） ☎ 3455-4464

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



みなとプレママ応援事業では、体調等の確認のほか、妊娠期から子育て期を健康に過ごすためのアドバイスや地域の情報、妊娠中から準備しておくことなど、いろいろな相談をお受けします。詳しくは港区ホームページをご覧ください。

妊婦さんご本人が出産前に、みなとプレママ応援事業の面接を受けると、育児パッケージをプレゼントします。

妊婦訪問

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



妊娠中は、体調が変化することにより、心配ごと・悩みが尽きないと思います。妊娠で不安なこと、出産前に乳房の手入れ方法を知りたい、妊娠中の身体の変化など、医療機関の外来通院では相談できない悩みに対応するため、ご家庭に助産師が訪問します。

【対象者】区内在住の妊婦

【費用】無料

妊娠相談ほっとライン

【電話受付時間】

月～日曜 午前10時から午後10時まで
(元日を除く)

☎ 5339-1133

東京都では、都内にお住まいの方を対象に妊娠や出産に関するさまざまな悩みについて、電話やメールで相談に応じる「妊娠相談ほっとライン」を開設しています。

- 思いがけない妊娠、予定外の妊娠にとまどっている方
- 妊娠中の体調のことで悩んでいる方
- 出産費用が心配な方 など

そのほかさまざまな悩みを抱える方からの相談に看護師などの専門職が対応し、内容によっては適切な関係機関の紹介も行います。もちろん、匿名で相談できます。不安や悩みは一人で抱え込まずに相談を。

母親学級

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



妊娠20週以降の妊婦さんを対象とした母親学級を行っています。

詳しい日程・プログラム内容は、港区ホームページをご覧ください。（要予約）

両親学級

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



妊娠20週以降の妊婦さんとそのパートナーを対象とした両親学級を毎月2回行っています。詳しい日程・プログラム内容は、港区ホームページをご覧ください。（要予約）

みなと母子（親子）手帳アプリを活用ください！！

問 みなと保健所保健予防課保健予防係 ☎ 6400-0081

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



みなと母子（親子）手帳アプリは、スマートフォンやタブレット端末上でご利用いただける、港区の子育て支援アプリです。お子さまの誕生日、性別を登録することで、予防接種のスケジュールリングやリマインドの通知、区の健診等のオンライン予約、区からの子育て情報や感染症情報の提供など、多くの機能を一つのアプリで管理できます。

○予防接種をまるごとおまかせ！

生年月日から予防接種のスケジュールを自動作成します。地域・健診・ワクチンの種類から区内の医療機関を検索できます。

○紙の母子健康手帳（親子手帳）の記録内容を保存！

母子健康手帳（親子手帳）の記録を入力したり、画像で保存ができ、大切な記録を区独自の安全なデータベースに保管します。

○メール・プッシュ通知で安心！

予防接種や健診の予定日、区からのお知らせ等をメールやプッシュ通知でお届けします。

○みなと保健所健診等利用予約システムを搭載！

みなと保健所で実施する両親学級、乳幼児健診など、予約専用サイトから予約できます。

○詳細は港区ホームページをご覧ください。

港区出産・子育て応援メール（妊娠期）

問 きずなメール・プロジェクト ☎ 6709-6893



安心して出産や子育てができるように、妊婦の方や乳幼児のご家族に向けて配信するメールサービスです。

【対象】 区内在住の妊婦と家族、7歳の年度末日までの児童の保護者と家族

【配信内容】 妊娠期は、胎児の様子、ママの身体のこと、妊娠中の食事や生活のアドバイスなどを配信します。

【登録方法】

LINE版：ご利用には、スマートフォン等にLINEアプリがインストールされていることが条件となります。

メール版：二次元コードを読み取り、空メールをご送信ください。

※二次元コードが読み取れないとき、下記メールアドレスに送信してください。

妊娠期：minato@reg.kizunamail.com

【LINE版二次元コード】



【メール版二次元コード】



妊娠高血圧症候群等の医療費助成

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



妊娠により、妊娠高血圧症候群および関連疾患、糖尿病および妊娠糖尿病、貧血、産科出血、心疾患で指定医療機関の医師が入院を認め条件を満たした場合、医療費の助成が受けられます。ただし、**前年分の総所得税額が30,000円以下の世帯に属する人**、または**入院期間が26日以上の人**に限ります。

申請期間は当該退院の日から3か月以内です。(3か月を超えた場合は申請できません。)症状の程度により認定基準がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

妊産婦歯科健診

問 みなと保健所健康推進課健康づくり係 ☎ 6400-0083



妊産婦さんにご利用いただける歯科健診は2種類あります。

ご希望に合わせてご利用ください。

- ①妊産婦歯科健診(月1回、保健所で開催)
 - ②お口の健診(6～8月及び11～1月、区内指定歯科医療機関で実施)
- 詳しくはお問い合わせください。

産前産後家事・育児支援サービス

問 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係 ☎ 5962-7201



妊娠中から子育て期の日常生活にお困りの家庭に対して、ホームヘルパーまたは産前産後の母子専門支援員である産後ドゥーラが訪問し家事および育児支援を行います。

利用するには事前登録が必要です。詳しくは、港区のホームページをご覧ください。

※ひとり親家庭の場合は「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」をご利用いただける場合があります。

入院助産

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



経済的理由で、入院して出産することができない状況にある妊産婦に対して、指定助産施設で助産を行います。

【対象】生活保護等の世帯 ④ 出産前の申請が必要です。お早めにご相談ください。

出産費用の助成

問 子ども若者支援課子ども給付係 ☎ 3578-2433



子どもを出産した保護者を対象に、出産に係る分娩費および入院費等81万円（多胎の場合、81万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき48万円を加算した額）を限度としてその額から出産育児一時金等を差し引いた額を助成します。

【対象】 次のすべてに該当する人

- ① 父または母が申請日において、子どもを出産した日以前から引き続き1年以上港区に住所があり居住していること
- ② 生まれた子どもも出生日から港区に住所があり、申請日において申請者（父または母）と同居していること
ただし、両親が外国籍で日本国外で出産した場合、出生後初めて日本に子どもの住民登録をした日から申請者の住所に子どもの住民登録があり、申請日において同居していること
- ③ 母が日本の公的な健康保険に加入していること

○ 申請に必要なもの

- 出産費用領収書（写） ● 明細書（写）
- 母の健康保険証（写）等、母の加入保険が確認できるもの
- 出産育児一時金支給決定通知書（写）又は、直接支払制度利用明細書・合意文書・同意書等（写）
以下についても必要な場合があります。
- 出産育児一時金付加金支給決定通知書（写） ● 高額療養費支給決定通知書（写）

【助成方法】

対象者は出産費用助成費支給申請書に、必要書類を添付し、子ども給付係へ郵送、各総合支所区民課保健福祉係へ持参、マイナポータルによる電子申請のいずれかで申請してください。

④ 出産後1年以内に申請してください。

出産育児一時金

問 国保年金課給付係 ☎ 3578-2640 ~ 2642

問 港区国民健康保険以外はご加入の健康保険

公的医療保険（健康保険等）に加入している人が出産したときに支給します。金額については、各健康保険等により異なります。

病院などでマイナ保険証を利用するか、保険証または資格確認書を提示し直接支払制度の手続きを行うことで、出産育児一時金が各健康保険等から病院などに直接支払われます。詳しくは、加入している健康保険等にお問い合わせください。

港区国民健康保険に加入している人の出産育児一時金

問 国保年金課給付係 ☎ 3578-2640 ~ 2642



港区国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき50万円を支給します。妊娠85日以上（4カ月目）であれば、死産・流産の場合でも支給します（この場合医師の証明が必要）。

詳しくは、国保年金課給付係までお問い合わせください。

※直接支払制度を利用しない場合や海外での出産の場合は、各総合支所区民課窓口サービス係で申請が必要です。

※社会保険など他の公的医療保険から出産育児一時金に相当する給付が受けられる場合は、支給されません。

※出産日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給されませんのでご注意ください。

出産育児一時金の受取代理制度申請について

病院などが直接支払制度に対応していない場合、直接支払制度と同様に区が病院などに出産育児一時金を直接支払う受取代理制度があります。（海外での出産は申し込みできません。）

詳しくは、国保年金課給付係までお問い合わせください。

○ 申請に必要なもの

〔直接支払制度を利用しない場合〕

- 出産費用の領収・明細書の写し
（直接支払制度を利用していない旨の記載があるもの）
- 医療機関等から交付される代理契約に関する文書の写し
- 出産の事実がわかるもの（母子健康手帳または出生児の戸籍謄本（抄本）等）
- 口座番号（世帯主名義）
- 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- 保険資格が確認できるもの
（保険証・資格確認書・資格情報通知書等）
- 海外での出産の場合（出産した人の再入国後の申請となります）
- 出産費用の領収・明細書の写し（和訳付き）
- 出産の事実がわかるもの（和訳付き出生証明書等）
- 口座番号（世帯主名義）
- 出産した人の出入国が確認できるもの（パスポート等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- 海外の医療機関等に照会する同意書
- 保険資格が確認できるもの
（保険証・資格確認書・資格情報通知書等）

産前産後期間の国民年金保険料免除制度



☎ 国保年金課国民年金係 ☎ 3578-2662 ~ 2666

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方は、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

産前産後期間として保険料が免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金等の受給額に反映されます。

<免除期間>

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間)

<届け出について>

出産予定日の6ヵ月前から届け出ができます。平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届け出はいつでも可能です。届け出をする人の本人確認できるもの、年金手帳または基礎年金番号通知書、母子健康手帳などを持参してください。

<届出先>

各総合支所または台場分室、国保年金課国民年金係



赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 各総合支所区民課窓口サービス係（裏表紙参照）（芝地区総合支所は戸籍係）



出産した病院で、出生証明書（出生届と一緒にあります）が発行されます。

届出人（父または母）は、生まれた日から**14日以内**（日本国外で生まれた場合は、3カ月以内）に、届出人の住所地・本籍地または出生地のうち、いずれかの区市役所・町村役場に提出してください。

なお、届出の際には、「出生届出済証明」の認証をするため、「母子健康手帳（親子手帳）」をお持ちください。届出の際に母子健康手帳（親子手帳）をお持ちいただくことが難しい場合は、後日お持ちください。

健康保険については、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。

持ち物



出生届1通



母子健康手帳



マイナンバーとマイナンバーカード

問 各総合支所区民課窓口サービス係（裏表紙参照）

※マイナポータルについてのお問合せは、各手続きの欄を参照してください。

マイナンバーカードは赤ちゃんでも申請できます。

申請時に一歳未満の場合は、顔写真が無いマイナンバーカードになります。

出生届の提出と同時に申請をすることができます（出生届に申請欄がない場合は、記入いただいた申請書を一緒に提出していただくことで申請できます。）

すぐに申請を希望されない場合は、出生届を提出した後、一か月ぐらいで郵便で赤ちゃんのマイナンバーのお知らせ（個人番号通知書）が届きます。

マイナンバーのお知らせに同封されている申請書の二次元コードをスマートフォン等で読み取ることで、簡単にオンライン申請をすることができます。

マイナンバーカードの有効期限はカードを申請した後の5回目の誕生日までとなります。

マイナンバーカードを使って、お持ちのスマートフォン等で、マイナポータルから「児童手当の手続き」や「子ども医療証交付申請」等の電子申請ができるようになります。

【マイナンバーのお知らせに関する問合せ先】 マイナンバーナビダイヤル 0570-00-1277

出生通知書

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084

赤ちゃんが生まれたら、出生届とは別に「母子健康手帳（親子手帳）」にとじ込んである「出生通知書」のはがきをみなと保健所へ郵送しましょう。転入等で港区の「出生通知書」がない場合はお問い合わせください。

保健所では、送られてきた出生通知書に基づいて、こんにちは赤ちゃん訪問や母子保健サービスの案内等を行っています。

新生児聴覚検査

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



○新生児聴覚検査を受けましょう

新生児聴覚検査とは、生まれてすぐ、赤ちゃんが眠っている間に聴覚障害の疑いがないかを調べる検査のことです。

生まれつき、聴覚に何らかの障害を持つ赤ちゃんは、1,000人に1～2人とされています。

聴覚障害は早期に適切な支援を開始することで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られるので、早期発見が重要です。

○新生児聴覚検査費用助成

母子健康手帳（親子手帳）交付時に妊婦健康診査受診票等とあわせて、新生児聴覚検査受診票1枚を交付します。受診票に記載された検査項目（保険適用外）については、公費負担の対象となります。

上記受診票は、都内の委託医療機関でのみ利用可能です。都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、申請により費用の一部を助成します。

こんにちは赤ちゃん訪問（全戸訪問事業）

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



保健所では、送られてきた出生通知書に基づいて、「こんにちは赤ちゃん訪問」を行っています。出産後早い時期は、お母さん自身の体調が整わないことも多く、赤ちゃんとの生活にも慣れず、不安になりやすい時期です。

ご自宅に訪問し、「赤ちゃんの体重測定や育児相談」「産後の体調」などのご相談や、「母子保健サービス紹介」などを行っています。

【対象】 おおむね生後120日以内のお子さんがあるすべての家庭

【方法】 助産師・保健師による家庭訪問

港区ファミリー・アテンダント事業（見守り支援・伴走型支援）

問 みなと保健所健康推進課地域保健係

☎ 6400-0084

問 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係

☎ 5962-7201

育児に悩み不安を抱える子育てで家庭に定期的に訪問し、育児用品の提供（見守り訪問）や、保護者と一緒に家事や育児を行います。（伴走型支援）

【対象】（見守り訪問）満1歳までのお子様がいる家庭

（伴走型支援）0歳から小学6年生までのお子様がいる家庭

【利用方法】オンラインにて申込を受け付けます。

【支援内容】（見守り訪問）定期的な見守り、育児用品の提供（紙おむつ等）

（伴走型支援）地域の支援者がお話を聞く、家事・育児を保護者と一緒に行う

【利用料金】無料

産後母子ケア事業

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



妊娠中から産後の母子を対象に専門職による育児支援を行い、お母さんのからだところを癒やし、赤ちゃんのすこやかな成長を支援します。

○ 助産師による母子保健相談窓口

妊産婦さんの妊娠・出産・育児のお悩みや心配ごとについて、電話や面接で相談をお受けします。それぞれのお母さんと赤ちゃんに合わせた個別のアドバイスを行います。

● 相談窓口

月～金 午前9時～午後5時

（祝日、年末年始除く）

☎ 3455-4431（相談専用電話）

○ ママの健康相談

出産という大仕事を終え、身体は大きく変化しています。ホルモンバランスも変化しているため、気持ちも不安定な時期といえます。

産後の体調や母乳・卒乳についてのご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【対象】 出産後1年未満の方

【内容】 産後の体調、母乳についてのご相談

【方法】 助産師による家庭訪問

【相談回数】 産後3回

○ デイケア（サロン）事業

※1か月児健診終了後ご参加いただけます。

Hello ママサロン（要予約）

1～2か月の赤ちゃんとその保護者を対象に助産師による講話・交流会を行います。

うさちゃんくらぶ（要予約）

生後2～3か月の赤ちゃんと保護者の集いがあります。内容は、自己紹介や助産師によるミニ講話など。地域ごとのグループに分かれて交流するので、ご近所の子育て友だちを作るよい機会！ほかの人はどんな子育てをしているのか、情報交換の場でもあります。ブックスタートも行っています。

のんびりサロン（要予約）

3～4か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、お母さん同士での交流できるフリースペースを設けています。

※いずれも、誕生月等によって参加できる日程が決まっていますので、港区ホームページでご確認ください。

産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



家族などから育児や家事の支援を受けられない場合に、区が契約する医療機関等に宿泊して母子のケアや授乳相談、育児相談が受けられます。利用するにあたっては、事前に登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

産後母子ケアデイサービス及び乳房ケア事業

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



家族などから育児や家事の支援を受けられない場合や、体調不良、授乳や育児に不安を抱えている場合に、区が契約する医療機関等に来所又は自宅訪問において、母子のケアや育児相談、母乳に関する相談、授乳方法等の指導が受けられます。利用するにあたっては、事前に登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

乳幼児健康診査・育児相談・講座

問 ★の健診・相談 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084

問 ●の健診・相談 みなと保健所健康推進課健康づくり係 ☎ 6400-0083



名称	実施場所	問い合わせ先
3～4か月児健診	指定医療機関	★
4か月児育児相談	みなと保健所	★
6～7か月児健診	指定医療機関	★
9～10か月児健診	指定医療機関	★
1歳6か月児健診	内科健診は指定医療機関、歯科健診・育児相談は保健所	★
3歳児健診	みなと保健所	★

乳幼児の健康診査・育児相談は無料で受けられます。対象者にはそのつど、ご自宅に案内をお送りします。日程は、港区ホームページでもご確認ください。(予約制)

その他にも、保健所では毎月0歳～就学前のお子さんを対象に「**すくすく育児相談**」を行っています。詳しくは港区ホームページをご覧ください。

名称	内容・対象 など	問い合わせ先
はじめての離乳食教室	離乳食のはじめ方について、話をします。 【対象】5カ月頃の赤ちゃんをもつ保護者 【場所】みなと保健所(予約制)	●
乳幼児食事相談会	管理栄養士・歯科衛生士が乳幼児の個別相談を行います。 【対象】乳幼児をもつ保護者 【場所】みなと保健所(予約制)	●
バースデイ歯科健診	月1回、歯科健診・歯みがきの話・食事相談等 【対象】就学前のお子さん(3歳の方は「3歳児健診」で) 【場所】みなと保健所(予約制)	●
すこやかちゃん フッ素塗布事業	フッ素塗布・歯科健診・歯科保健指導 【対象】今年度中に4歳・5歳・6歳になるお子さん 【費用】無料(実施期間中1回) 【場所】区内実施歯科医療機関	●
歯並び・かみ合わせ相談	矯正歯科認定医による個別相談。 【対象】2歳から小学校6年生 【場所】みなと保健所(予約制)	●

予防接種



問 みなと保健所保健予防課保健予防係 予防接種担当 ☎ 6400-0094

お母さんからもらった病気に対する抵抗力は、成長とともに、だんだん失われていきます。予防接種で免疫をつけ、感染症を予防しましょう。

みなと保健所では、予防接種の対象年齢を迎えるお子さんに、予防接種予診票をお送りしています。忘れずに受診しましょう。予防接種の種類や接種時期については港区ホームページをご覧ください。

また、新たに港区に転入された方は、予防接種予診票を送付しますので、みなと保健所保健予防課に申請してください。

なお、P6の「みなと母子(親子)手帳アプリ」では、生年月日から予防接種のスケジュールを自動で作成することが可能です。ご活用ください。

子ども医療費助成



問 子ども若者支援課子ども給付係 ☎ 3578-2430

18歳に到達後の最初の3月31日までの子どもが、健康保険による診療・調剤を受けたときの医療費の自己負担分を助成します。保護者、子どもともに港区に住んでいて、日本の公的な健康保険に加入していることが条件で、申請に基づき医療証を交付します。なお、保護者の所得制限はありません。

※生活保護世帯や施設入所中の子どもは対象になりません。

※出生・転入日から15日以内に子ども給付係へ郵送、各総合支所区民課保健福祉係へ持参、マイナポータルによる電子申請のいずれかで申請してください。

○ 申請に必要なもの

子どもが加入している健康保険の資格情報が分かるもの*が必要です。

○ 助成の方法

① 都内医療機関にかかる場合

健康保険証、健康保険資格確認書またはマイナ保険証と医療証を医療機関の窓口に掲示いただくと、自己負担分を支払わずに診療・調剤を受けることができます。

② 都外、その他医療証を取り扱わない医療機関で受診する場合(都外国民健康保険加入者を含む)

医療費の自己負担分を支払った後、所定の申請書に領収書原本を添えて子ども給付係へ郵送または各総合支所区民課保健福祉係に申請してください。医療証に記載の保護者の口座に振り込みます。

*健康保険証の写し、健康保険資格確認書の写し、資格情報のお知らせの写しなど

子どもの疾病への医療費助成



問 みなと保健所健康推進課地域保健係

☎ 6400-0084

■ 養育医療

出生時の体重が2,000g以下、または生活力が特に弱く、一定の症状を示す新生児が、指定病院に入院する場合は、費用の一部が免除されます。

■ 療育給付

18歳未満の結核にかかっている児童のうち、その治療のため指定病院に入院が必要な場合は、医療の給付をします。

■ 育成医療

18歳未満で肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能に障害のある児童、および心臓疾患、腎臓疾患、先天性内臓疾患、肝機能障害などのため、指定病院で手術を必要とする児童は医療費の助成が受けられます。

■ 小児慢性疾患

18歳未満で悪性新生物、慢性腎疾患群、慢性呼吸器疾患群、心疾患群、内分泌疾患群、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患群、免疫疾患群、神経・筋疾患群、慢性消化器疾患群、先天異常症候群、皮膚疾患群等の児童は医療費の助成が受けられます。

児童手当



問 子ども若者支援課子ども給付係 ☎ 3578-2431

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちのため、児童手当を支給します。

区内に住所があり高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）までの子どもを養育している方が対象となります。

※出生・転入日（前住所の転出予定日）の翌日から15日以内に子ども給付係へ郵送、各総合支所区民課保健福祉係へ持参、マイナポータルによる電子申請のいずれかで申請してください。

※公務員の方は住所地ではなく勤務先へ申請してください。

※再申請についてはホームページをご覧ください。

【手当額】 児童1人につき月額

0～3歳の誕生月まで	
（第1子・第2子）	15,000円
（第3子以降）	30,000円
<hr/>	
3歳～高校生年代まで	
（第1子・第2子）	10,000円
（第3子以降）	30,000円

港区出産・子育て応援メール（育児期）

問 きずなメール・プロジェクト ☎ 6709-6893



出産後の子育てに役立つ情報を配信するメールサービスです。

【対象】 区内在住の妊婦と家族、7歳の年度末日までの児童の保護者と家族

【配信内容】 お子さんの成長の様子、子育てアドバイスを配信します。

【登録方法】

LINE版：ご利用には、スマートフォン等にLINEアプリがインストールされていることが条件となります。

メール版：二次元コードを読み取り、空メールをご送信ください。

※二次元コードが読み取れないとき、下記メールアドレスに送信してください。

妊娠期：minato_kosodate@reg.kizunamail.com

【LINE版二次元コード】



【メール版二次元コード】



ブックスタート事業

問 教育委員会事務局教育推進部図書文化財課図書館係
☎ 6435-3011



赤ちゃんが心健やかに育つことを願うとともに、保護者が赤ちゃんとの絵本を開くときの喜びや大切さを知っていただくために、読み聞かせの実演、港区の図書館事業の紹介後、図書館から絵本をお渡しします。

【対象者】

港区にお住まいの1歳の誕生日までの赤ちゃんと保護者（赤ちゃん1人につき1回）。うさちゃんくらぶ（⇒P13参照）でも開催しています。（内容は同じです）

【持ち物】

母子健康手帳（親子手帳）

【配布絵本】

基本セットとして「いないいないばあ」「じゃあじゃあびりびり」の2冊をお渡ししています。すでにお持ちの方は、当日お申し出ください。代替本を複数冊準備しています。

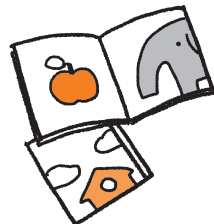
※事前にご予約いただけるとスムーズにご案内できます。

※諸事情（特別整理期間等）により変更・中止する場合があります。

詳しくは、港区立図書館のホームページのイベント一覧をご覧ください。

※ブックスタート事業の開催日以外でも、電話でお問い合わせいただければ、近くの区立図書館で、随時対応しております。

※病気や介護等により来館が困難な方を対象にブックスタート絵本の郵送サービスも行っております。詳しくは、各図書館にお問い合わせください。





保育園・幼稚園

保育園

☎ 保育課保育支援係 ☎ 3578-2445



保育所（園）では、子どもたちの最善の利益を守り、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを目的としています。乳幼児にとって最もふさわしい生活の場となるよう養護および教育を一体的に行います。

保護者が就労や病気等の理由により家庭で保育ができない場合、次の施設を利用できます。

■利用できる施設

種別		内容
施設	認可保育園	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、港区長に認可されています。 0歳児から5歳児までの児童の養護と教育を一体的に行う施設です。
	認定こども園	就学前の教育・保育を一体的に行う施設です。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができます。 ※現在区で実施している保育所型認定こども園における1号認定の子どもを受け入れる施設は、学校教育法上の認可を受けた幼稚園ではありません。
	港区保育室	港区が設置する認可外保育施設です。 独自施設のため認可は受けていませんが、認可保育園の利用調整基準を適用して入園を決定しており、申込み方法、保育料、保育内容も認可保育園と同様です。 ※近隣の保育需要等を踏まえ、定員の縮小等を検討していきます。
地域型保育事業	小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業	0歳児から2歳児までの児童を対象に、就労等により家庭での保育ができない保護者に代わって保育を行います。 ※令和7年4月現在、港区では事業所内保育事業及び、家庭的保育事業を実施していません。
	居宅訪問型 保育事業	以下の児童に対して、自宅において保育者による1対1の保育を行います。 ・待機児童向け居宅訪問型保育事業 保育の必要性があり、入園申請したが、認可保育園、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業に入園することができなかった0歳児から2歳児までの児童。 ・障害児訪問保育 保育の必要性があり、障害・疾病等の理由により医療的ケア等が必要であり、集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童 ※詳しくは担当支所に問い合わせください。

※施設の所在地や定員、休園日等についてはP19の「港区内認可保育園等一覧」の二次元コードから参照してください。

※小規模保育事業などの、2歳児クラスで終了する園において、3歳児クラス以降も継続して認可保育園・認定こども園・港区保育室の在園を希望する場合、利用調整を行い、3歳児クラスの転園先を確保します。

保育園の入園手続き

☎ 各総合支所区民課保健福祉係 (裏表紙参照)



保育園入園申請書類は、港区ホームページ上または各総合支所区民課保健福祉係にあり、入園の申込みを受け付けています。入園希望月ごとの締切日までに、必要書類をそろえて窓口申請・郵送・電子申請のいずれかでご提出ください。保育園の空き状況については、港区ホームページをご覧ください。4月入園を希望される方は、「**広報みなと**」などでお知らせする期間中にお申し込みください。保育料は、住民税に応じて異なります。(詳しくは、各総合支所区民課保健福祉係で配布している「保育園入園のご案内」をご覧ください。)

申込書および「保育園入園のご案内」は、港区HP内「保育園」(上記二次元コード)からダウンロードすることもできます。

芝浦アイランドこども園の入園手続き

☎ 保育課保育支援係 ☎ 3578-2445



2号認定(満3歳以上保育認定)と3号認定(満3歳未満保育認定)の児童については、認可保育園と同様に利用調整(調整会議)により保育の必要性の高い方から区の基準に基づき入園者を決定します。申込方法は認可保育園の申込みと同様となります。

《1号認定(教育標準時間認定)4、5歳児クラスの入園者の決定方法》

4歳児クラスの4月入園者の決定方法については、申込人数が定員を超えた場合、抽選により入園者を決定します。それ以降の4、5歳児クラスに関しては、随時募集により申込順で入園者を決定します。

なお、芝浦アイランドこども園では、保育を必要とする2号認定の利用申込みと保育を必要としない1号認定の利用申込みを同時(同じ入所希望月)に行うことはできません。

詳しくは、保育課保育支援係までお問い合わせください。



区内認可保育園等一覧

区内認可保育園等一覧は、上記二次元コードからご覧ください。

住宅訪問型保育事業

保育園名	利用可能年齢	保育の実施場所	保育時間		延長保育 対象月齢
			開園時間	延長保育	
障害児訪問保育アニー	おおむね1歳～5歳	利用者自宅	8:00～18:00のうち 最長8時間		
ポピンズナニーサービス (待機児童向け居宅訪問型保育事業)	57日～2歳	利用者自宅	7:15～18:15	20:15まで	57日
アルファ・ナニー (待機児童向け居宅訪問型保育事業)	57日～2歳	利用者自宅	7:15～18:15	20:15まで	57日

居宅訪問型保育事業(医療的ケア児)

☎ 保育課保育支援係 ☎ 3578-2445

保育の必要性があり、障害や疾病等の理由により医療的ケアなどが必要な児童の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行うものです。

【対象】保育の必要性があり、障害や疾病等の理由により医療的ケアが必要であり、集団保育が著しく困難であると認められる1歳から小学校就学前のお子さん
(0歳児は要相談)

【対応できる医療的ケア】たんの吸引、経管栄養(経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう)を行うことができます。

※詳しくは、各総合支所区民課保健福祉係で配布している「保育園入園のご案内」をご覧ください。



元麻布保育園 (医療的ケア児・障害児クラス)

☎ 子ども政策課障害児支援担当 ☎ 3578-2444



集団保育が可能とされた、日常的に医療的ケア^(※)が必要なお子さんや障害のあるお子さんを専用のクラスで受け入れます。

クラスには担任の保育士と看護師が常駐し、登園が困難なお子さんについては福祉車両での送迎支援を行います。

※医療的ケアとは「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」をいいます。

元麻布保育園 (区立)

【所在地】元麻布2-14-12

【運営】指定管理者

【定員】20人

※詳しくは、各総合支所区民課保健福祉係で配布している「保育園入園のご案内」をご覧ください。

港区区内認証保育所



東京都が多様化する保育需要に応えるための保育施策として創設した制度であり、施設の設備や広さ、職員の数等について、東京都が定めた一定の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設です。

利用者と施設が直接契約を行います。直接施設へ問い合わせてください。

認可外保育施設

問 子ども政策課子ども政策推進係 ☎ 3578-2680



保育を行うことを目的とする施設であって認可を受けていないものを総称して「認可外保育施設」と呼んでいます。その種類などは様々で、運営方法や設備などは、施設によって違いがあります。

利用者と施設が直接契約を行います。詳しくは、区のホームページをご覧ください、直接施設へ問い合わせてください。

認証保育所又は認可外保育施設保育料助成金及び施設等利用給付について

問 保育課保育支援係 ☎ 3578-2428 (認可外)・2429 (認証)



教育・保育給付認定(2号または3号)又は子育てのための施設等利用給付認定(2号または3号)期間中に、認証保育所または都道府県若しくは区市町村の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設(港区保育室、みなと保育サポートを除く)に入所しているお子さんの保護者を対象に、認証保育所又は認可外保育施設保育料の一部を助成する制度があります。

詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

みなと保育サポート事業

問 各総合支所管理課施設運営担当(裏表紙参照)

問 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係

☎ 5962-7201



区内に住所があり、パートタイム勤務や短時間勤務等により、お子さんを保育できない家庭を対象に、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行います。

対象
年齢

生後4か月～小学校就学前

定期
利用

原則として週1日以上、保育が必要となる児童がいる家庭で、利用する曜日及び時間帯を設定して利用します。

スポ
ット
利用

不定期に保育が必要となる児童がいる家庭で、利用の都度、申し込みが必要です。

利用
方法

利用する施設へ電話で予約後、申込書と就労等保育が必要な理由を確認できる書類を提出します。給食はありませんので昼食は持参してください。(おやつは提供します)
詳しくは、利用する施設にお問い合わせください。

※利用料免除制度があります。詳しくは子ども家庭支援センターへお問い合わせいただくか、港区のホームページをご確認ください。

幼稚園



学校教育法に規定される教育施設である幼稚園では、「幼稚園教育要領」に基づいて、小学校以降の生活や学習の基礎を育成するために、行き届いた教育が行われています。

「健康な心と体」「自立心・人とかかわる力」「思考力の基礎」「言葉の獲得」「表現力」「規範意識」について、園生活を楽しみながら遊びを通して身につけ、小学校教育にスムーズに移行できるよう計画されています。

区立幼稚園の入園手続き

問 教育委員会事務局学校教育部学務課学事係

☎ 3578-2779



4月入園（区内在住の3歳児・4歳児）の募集期日については「**広報みなと**」などでお知らせします。例年11月中旬から入園申込書の配布・受付を行います。入園申込書は各区立幼稚園や区役所学務課などにあります。ご希望の幼稚園や区役所学務課に提出してください。また、港区のホームページから電子申請で申し込むことも可能です。定員を超える申込みがあった場合は、抽選を行います。なお、5歳児の申込みについては、4歳児からの進級者の状況に応じて随時各幼稚園で申込みを受け付けます。また、4月入園以外の申込み（区内在住の3歳児・4歳児・5歳児）は各幼稚園で受け付けます。

保育料は、無料です。

詳しくは、お問い合わせください。

私立幼稚園の入園手続き

問 教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

☎ 3578-2712



入園手続については、各幼稚園にお問い合わせください。

区内に住所のある園児を通園させ、入園料、保育料を支払っている保護者には、所得・世帯状況に応じて、「保護者補助金」と「施設等利用費」を交付しています。

申請については、毎年6月頃に各幼稚園を通じてお知らせします。

詳しくは、各私立幼稚園または、教育長室にお問い合わせいただくか、教育委員会ホームページをご覧ください。

区立幼稚園3年保育

☎ 教育委員会事務局学校教育部学務課学事係 ☎ 3578-2779



芝浦・高輪・白金台・三光・港南・麻布・南山・中之町・青南およびにじのはし幼稚園では**3年保育**を行っています。家庭との連携を大切に、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導に努めています。教師との信頼関係や愛情を基盤に、ゆったりとした生活の中で基本的な生活習慣を身につけていきます。また、友だちと一緒に過ごす楽しさも味わえるようにしていきます。



区立幼稚園預かり保育

☎ 教育委員会事務局学校教育部学務課学事係 ☎ 3578-2779



●子育てサポート保育(預かり保育)

通常の保育時間以降(午後2時～午後5時)も在籍している幼稚園で園児をお預かりする「子育てサポート保育」を全園で実施しています(令和7年度、にじのはし幼稚園で試行的に預かり時間を午後5時30分まで延長)。

園児は通常の保育とは一味違う家庭的な雰囲気の中で過ごします。定員は20人です。(白金台・麻布・中之町幼稚園は定員30人、港南幼稚園は定員40人)異年齢の幼児が一緒に保育室や園庭で遊びます。

ときには近隣の図書館に出かけたり、児童館の季節の催し物に参加したりすることもあります。詳細は、各幼稚園にお問い合わせください。

保育料は、所得・世帯状況に応じた階層区分により決定します。また、共働き世帯等、保育の必要性がある保護者には、「施設等利用費」を支給しています。

★年間利用料

- ・月額8,000円 3月分のみ8,500円(最高階層の場合)
(年額96,500円)

- ・兄・姉が同一世帯にいる場合、第2子以降の保育料は無料になります。区市町村民税所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等の場合は保育料の負担軽減があります。

★一時利用料

- ・日額800円

詳しくは、お問い合わせください。

●夏季休業中等の一時預かり事業

区内6園(各地区1園とにじのはし幼稚園)で、夏季及び冬季休業中の一時預かり事業(午後9時～午後3時)を実施しています(令和7年度、にじのはし幼稚園で試行的に春季休業中の預かりも実施)。

幼稚園一覧



幼稚園一覧は、上記二次元コードからご覧ください。

区立幼稚園 未就園児の会



問 教育委員会事務局学校教育部学務課学事係 ☎ 3578-2779

区内の12の区立幼稚園では、主に未就園児を対象に、幼稚園内の施設等を開放しています。内容は、園の施設や遊具で自由に遊ぶ、在園児と遊ぶ、行事に参加するなど、園によって異なります。詳しくは、各園にお問い合わせください。子ども同士・保護者同士のふれあいの場として、また、ご近所の幼稚園がどんなところか見学もかねて遊びに来てください。

区立幼稚園 園庭開放



問 教育委員会事務局学校教育部学務課学事係 ☎ 3578-2779

区内の12の区立幼稚園では、降園後や長期休業中などに保護者付き添いのもと、在園児や在園児のきょうだい、未就園児等を対象に園庭を開放しています。実施日時等については、各園にお問い合わせください。

家庭と園で一緒に子育てしましょう

問 子ども政策課子ども施設指導係 ☎ 3578-2942

問 教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課 ☎ 3578-2358



区と教育委員会は、家庭と保育園・幼稚園が連携してお子さんの育ちと学びを促すために、以下の資料を作成しています。

○ 育ちと学びをつなぐ 家庭で大切にしたいこと ハンドブック

(3・4歳児保護者対象)

3・4歳児の生活をそれぞれ前・後期に分けて、その時期に園で見られるお子さんの姿と保育者のかかわり、家庭で大切にしたいこと(保護者のかかわり)を掲載しています。



○ みなときっずなび(5歳児保護者対象)

お子さんが安心して小学校に入学し、学校生活を充実したものにできるよう、小学校入学前までの1年間に、家庭で取り組んでいただきたい内容をまとめたリーフレットです。



どちらも区内の保育園、幼稚園に在園する保護者に配布しているほか、区のホームページにデータを掲載しています。

子育てのヒントがほしいときに、ぜひご覧ください。



一時的に預けたいとき



一時保育

通常、家庭で保育をしている方が、一時的に家庭における保育が困難な場合にお子さんを預けることができます。なお、認証保育所やベビーホテルでも一時保育を実施している場合があります。また、それぞれに定員があります。詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

【区立保育園の一時保育】

(1) 区立保育園の緊急一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	保護者が出産や病気等で一時的に保育ができない場合

(2) 南青山保育園・南麻布保育園・飯倉保育園・台場保育園(令和7年5月～)の一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

(3) 芝浦アイランドこども園・神明保育園・たかま保育園・元麻布保育園・神応保育園の一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

【私立保育園の一時保育】

愛星保育園・ベネッセ港南保育園の一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合 ③ 保護者が出産や病気等で一時的に保育できない場合(緊急一時保育)

【一時的に預けたいとき】

私立認可保育園、小規模保育事業所の一時保育(一時保育専用室ではなく、通常保育における定員に空きがある場合に、その空き人数・保育室の範囲で利用可能な施設)

対象	区内在住で集団保育が可能な生後43日から小学就学前(実施年齢は園による)までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

あっぴい等の一時預かり

☎ 各総合支所管理課施設運営担当(裏表紙参照)
☎ 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係
☎ 5962-7201



保護者の病気、行事参加、リフレッシュ等、理由を問わずにお子さんをお預かりします。
利用方法は各施設へお問い合わせください。

【対象】 生後4か月～未就学児

【実施時間】 8:30～18:30

【休館日】 年末年始、施設点検日等

※登録・事前予約制

派遣型一時保育事業

☎ 子育てひろば「あい・ぽーと」 ☎ 5786-3250



保護者の傷病、社会参加やリフレッシュ等理由を問わず、支援会員が利用会員の自宅等に出向き、一時的な保育を行います。

【対象】 区内在住で、生後7日以降から小学6年生までのお子さん

【支援会員】 子育て支援員研修を修了した方が支援会員となり、保育を行います。

【利用方法】 利用者、支援者ともに登録による会員制です。あい・ぽーと(南青山2-25-1)で行われる利用会員登録説明会(予約制)に参加してください。登録説明会に参加後、家庭の状況やお子さんの様子を伺い、支援会員を紹介します。

【支援内容】 一時保育には以下の内容を含みます。

- ・保育園、幼稚園、学童クラブ、小学校等の送迎
- ・生後7日から28日までの乳児の保育(新生児保育)
- ・病気からの回復期にある児童の保育(病後児保育)

【利用料金】 1時間900円から

※利用時間帯、支援内容(一時保育、病後児保育、新生児保育)等により料金が異なります。

※詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

トワイライトステイ

☎ みなと子育て応援プラザPokke ☎ 6435-0411



区内に住所があり、保護者が仕事などで夜間に育児ができないときに、お子さんをお預かりします。

【対象年齢】 生後6か月～中学3年生

【利用時間】 17:00～22:00

【休業日】 年末年始、臨時休業日

乳幼児ショートステイ

☎ 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係
☎ 5962-7201



保護者の仕事や出産、病気のと きなど育児ができないときに、6泊7日を上限として、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。

※利用には、利用要件を証明する書類の提出が必要です。

育児サポート「子むすび」

☎ 港区社会福祉協議会
📍 六本木 5-16-45 麻布地区総合支所 2 階
☎ 6230-0284 📠 6230-0285



育児サポート「子むすび」は、子育ての手助けが必要な人（利用会員）と、手助けができる人（協力会員）を結び、地域全体で子どもの成長を見守るファミリー・サポート・センター事業です。

【対象者】 区内在住・在勤で育児サポートを必要とする人

【対象児童】 0歳～小学6年生の子ども

【サポート料】 1時間 800円

（きょうだいの場合は、2人目から半額の400円加算）

その他、協力会員の交通費や、子どもの食事・おやつ代等は利用会員が負担します。

※サポート料は、原則、会員同士で活動ごとに授受してください。

【活動日時】 月～日曜（祝日、年末年始含む）午前7時～午後8時

※1回の活動時間は原則2時間以内です。

【活動場所】

利用会員または協力会員の自宅
（近隣の児童館・公園等も可能）

【活動内容】

保育施設等への送迎や時間外の保育
保護者の通院等外出時の保育など

※事前に、利用会員・子ども・協力会員の顔合わせをし、子どもと過ごすときの注意点を確認したり、保育施設職員への紹介等を行います。（アドバイザーもしくはサブ・リーダーが立ち会います）

【会員登録】

利用会員・協力会員ともに、事前に会員登録が必要です（無料）。

利用会員登録手続きは原則、上記事務局へ事前連絡の上、来所してください。（説明も含め30分程度）
業務時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜、祝日、年末年始は休み）

来所が難しい特別な事情がある場合には、家庭訪問で登録することも可能です。

※協力会員は「港区子育て支援員研修」の受講後の登録になります。詳細はお問い合わせください。



病児・病後児保育室

問 保育課保育支援係 ☎ 3578-2445



乳幼児が病気の回復期等にあたるため集団保育の困難な期間、医療機関等に付設された施設において一時保育を行います。

	病児保育室	病後児保育室
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・愛育クリニック附属あいいく病児保育室 ☎南麻布 5-6-8 ☎ 5420-6419 ・病児保育室 サニーガーデンこどもケアルーム ☎麻布十番 1-10-3 モンテプラザ麻布 2階 ☎ 5544-9908 ・とようら小児科附属ひまわり保育室 ☎芝浦 3-11-5 第三協栄ビル 2階 ☎ 5442-8872 ・芝浦こどもクリニック附属芝浦病児保育室 ☎芝浦 4-20-4 芝浦アイランド ブルームホームズクリニックモール ドクターズポート芝浦アイランド 1階 ☎ 5730-0117 ・チャイルドケアばんびいに病児保育室 ☎白金台 3-16-8 クレール白金台 2階 ☎ 5424-6003 ・赤坂山王病児保育室 ☎赤坂 4-1-26 3階 ☎ 6230-3761 	<ul style="list-style-type: none"> ・南青山病後児保育室 ☎南青山 1-3-15 青山一丁目スクエア内S棟 1階 ☎ 3408-0466
体制	医師が附属医院に常駐しています。看護師と保育士がお預かりします。	医師はおりません。看護師と保育士がお預かりします。
利用要件	病中または病気の回復期であり、集団保育が困難な場合	病状がある程度安定し、病気の回復期であり、集団保育が困難な場合
対象	生後6か月～小学校就学前で保育の必要性の認定(2号認定または3号認定)を受けて、区内の認可保育園・認定こども園・港区保育室・認証保育所・地域型保育事業・みなと保育サポート(定期利用)、あるいは区内在住で都道府県又は区市町村届出済の認可外保育施設・区外の認可保育園・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業に通所中のお子さん	
利用期間	1回の利用につき引き続く7日間まで(休業日を含む) (休業日:土・日曜、祝日および年末年始) ※一部施設で夏季休業期間があります。	
保育時間	8:30～17:30(月曜～金曜) ※チャイルドケアばんびいに病児保育室は第2、第4土曜の8:30～12:30も利用可能です。	
利用料金	区内在住者1日2,000円、区外在住者1日3,000円 ※生活保護、住民税非課税世帯は免除(区内在住者に限る)	
利用方法	詳しくは、港区公式ホームページを参照してください。	

訪問型病児・病後児保育の利用料助成

問 保育課保育支援係 ☎ 3578-2429



児童が病気で保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッターを利用する保護者に対し、利用に要した費用の一部を助成します。

【対象】

生後57日目以降から小学6年生までの児童(保育の必要性の認定(2号認定または3号認定)を受けて認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、東京都認証保育所、都道府県又は区市町村届出済の認可外保育施設、みなと保育サポート(定期利用)を利用している場合、もしくは放課後児童クラブ(学童クラブ)を利用している場合)

【助成内容】

年間助成限度額は5万円。サービスの利用上限額を10万円として、対象経費の1/2を助成します。

※ 生活保護世帯および非課税世帯は、10万円を上限に対象経費の全額を助成します。

ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業

問 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
☎ 5962-7201



日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

詳しくは、区のホームページをご覧ください。



みんなで子育て

保育園であそぼう！

区立保育園・認定こども園では、地域の子育て家庭を支援するため「保育園であそぼう」を実施しています。保育園・認定こども園に入園していないお子さんと保護者の方が対象です。午前中の1時間程度、保育士や園児たちと一緒に遊んだり、給食を試食したりすることもあります。また、園の職員が育児についての情報提供や個別相談も行っています。園庭開放をしている園もあります。お申し込み・お問い合わせは直接各保育園・認定こども園へどうぞ。

【問合せ先】 P49「区立保育園・認定こども園・子育て相談電話」の番号参照

子育てひろば

問 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係 ☎ 5962-7201



子育てひろばは、区内在住のおおむね3歳までのお子さんと保護者の皆さんが利用できます。身近な地域で子育て仲間やお友達をつくって交流ができる場所です。楽しいイベントも開催しています。また、一時預かりを行っている施設もあります。

【初めて利用するとき】

会員登録が必要です。

会員登録に必要な持ち物は、各施設にお問い合わせいただくか、各施設のホームページをご確認ください。※会員登録料がかかる施設があります。

子育てコーディネーター室

問 子ども家庭支援センター内

【開館日時】月～土曜 午前10時～午後5時

【電話相談】☎ 5962-7203

問 子育てひろば「あい・ぼーと」内

【開館日時】月～土曜 午前10時～午後5時

【電話相談】☎ 6434-7677



子育てコーディネーターは、子育てに関する不安や悩みについてのお話を伺い、情報収集のお手伝いをします。必要があれば、適切な専門機関や行政サービスにつなぎます。

子育てひろばに遊びに来ている皆さんにお声掛けもしています。子育ての経験者、人生の先輩に気軽にお話ししてください。電話での相談も受け付けています。



児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ

問 各総合支所管理課施設運営担当(裏表紙参照)

問 子ども若者支援課子ども若者支援係

☎ 3578-2426

児童館



子ども中高生プラザ
児童高齢者交流プラザ



児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザには、遊戯室・集会室・図書室・工作室・屋上などがあり、乳幼児と保護者、小・中・高校生が自由に遊べるようになっています。

乳幼児向けに、ボール遊び・プール(夏期)・コンビカー・積み木・ままごと・絵本などを用意しています。お弁当持参で来館する乳幼児の親子もいます。ルールを守って楽しく遊びましょう。

区内には4か所の児童館と6か所の子ども中高生プラザ、1か所の児童高齢者交流プラザがあり、乳幼児とその保護者向けに、さまざまな催しが開催されています。

友だちを作りたい、子育ての情報を交換したいというときには、ぜひお近くの児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザにお問い合わせください。

◎乳幼児のつどい

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザでは、乳幼児とその保護者が集まって親子で楽しく遊ぶ事業を開催しています。週1～2回、午前中1時間程度、親子体操やお絵描き、紙芝居、季節に応じた行事など、楽しい遊びを用意してお待ちしています。

0歳から参加でき、年齢ごとに細かくグループ編成されているところもあります。いずれも登録が必要ですが、定員・申込締切のない場合もあります。詳しい日時などについては、直接利用したい施設へ気軽にお問い合わせください。各施設の問い合わせ先は二次元コードから港区ホームページをご覧ください。

■ 児童館

乳幼児と保護者、小学生が遊べる遊具やスペースが整っています。

【開館日時】 月～金曜 午前10時～午後6時
土曜 午前9時～午後5時

【休館日】 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

■ 子ども中高生プラザ

乳幼児と保護者、小学生が遊べる遊具やスペースのほかに、中・高校生が興味のある自主活動ができるスタジオや体育室などもあります。

【開館日時】 毎日午前9時30分～午後8時(小学生の利用時間は午後6時まで)

【休館日】 祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

ただし、12月29・30日は、高輪を除く各子ども中高生プラザで施設開放を行っています。開館時間は、各施設で異なります。

■ 児童高齢者交流プラザ

子どもと高齢者が共に利用できるスペースがあり、昔遊びなどで世代間交流ができます。

【開館日時】 毎日午前9時30分～午後8時

(祝日、12月29・30日は午前9時30分～午後6時15分まで開館しています。)

【休館日】 年末年始(12月31日～1月3日)

ふたごの会

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



保健所では、双子・多胎のお子さんと保護者の集いを2カ月に1回行っています。妊娠中の方も参加できます。日程については、港区ホームページをご覧ください。

なかよし会

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



ダウン症のお子さんと保護者の集いを年6回行っています。保護者同士による子育てについての情報交換と交流の場を提供しています。日程については、港区ホームページをご覧ください。

ぷちとまとの会

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



小さくお生まれになったお子さんと保護者の集いを行っています。専門家によるミニ講座もあります。日程については、港区ホームページをご覧ください。

芝の家

☎ 芝3-26-8 ☎ 3453-0474



慶應義塾大学と港区芝地区総合支所が協働で運営する「芝の家」は、昭和の時代にあったような地域の見守りや日常の何気ない会話など、あたたかい人と人とのつながりを再生する取組をしています。

赤ちゃんからおじいちゃんおばあちゃんまで、どなたでも立ち寄ることのできる地域の交流スペースとしてオープンしています。お茶を飲んだり、お昼ご飯を一緒に食べたり、おもちゃで遊んだり、手しごとを楽しんだり、おしゃべりしたり、読書やゲーム、作業をすることも。ゆるやかに人と出会い交わる場所です。

イベントなど詳細は芝の家ホームページに毎月のカレンダーを掲載しています。まちの居場所として在住在勤在学を問わず、気軽にお立ち寄りください。

【実施日】 火～土曜

【実施時間】 火～金曜 午前11時～午後4時

土曜 正午～午後5時

※開催イベントによって変更する場合がありますので、最新の情報は、芝の家ホームページをご確認ください。



よちよち子育て交流会

問 赤坂地区総合支所区民課保健福祉係 ☎ 5413-7276



赤坂地区総合支所管内在住の乳児とその保護者を対象に、子育てに関する相談や情報、親子で楽しめるプログラムを提供し、交流会を開催しています。

気軽に育児相談や友達づくりができる場です。お気軽にご参加ください。開催日時、内容等は、港区ホームページ等をご覧ください。

港区子ども・おとな 地域みなトーク事業

問 子ども家庭支援センター地域連携担当 ☎ 5962-7211



港区子ども・おとな・地域みなトーク事業は、子どもと子育て当事者、地域の子育て支援者など多様な人たちが集まって、子育て・子育て環境の向上のために語り合う『みなトーク懇談会』と、子育て中の人たちが毎回テーマを変えて気楽に話し合う『おしゃべりタイム』があります。ぜひご参加ください。

詳しくは港区ホームページをご覧ください。

手ぶらでお出かけ事業

問 子ども家庭支援センター地域連携担当 ☎ 5962-7211



子育て家庭の外出負担を軽減するために、乳幼児連れの区民が子育てひろば等の施設を利用する際に紙おむつとおしり拭きを無料で使用できるサービスです。手ぶらでお出かけ事業の実施施設にはおむつ回収ボックスを設置しているので、おむつの持ち帰りもありません。

提供する紙おむつは区で購入するほか、サイズアウト等の理由で子ども家庭支援センター等へ寄付された未使用品も活用しています。

詳しくは港区ホームページをご覧ください。

たかなわ子どもコミュニティカレッジ

📍 高輪 2-3-23 ☎ 080-3443-5166

近隣の大学生が、大学で学んだ知識を楽しくわかりやすく教えてくれます。他にも、アート、音楽、スポーツ、ダンスなどのプログラムを実施しています。

詳しくは、毎月発行しているチラシをご覧ください。

【対象】小学生

【費用】無料（プログラムによっては参加費が必要です）

高輪ほっとひといき子育て支援事業「COCO」

☎ 高輪地区総合支所区民課保健福祉係 ☎ 5421-7085



高輪ほっとひといき子育て支援事業では、高輪地区の乳幼児とその保護者を対象に、講座や育児相談、交流会を行います。令和3年度から事業が新しくなりました。

❖ 事業の愛称 COCO (ココ) について紹介します。

「CO」は、「共に」を意味する接頭語で、「子(CO) ども」と「子(CO) ども」、その保護者同士が繋がるように地域で子育てを支援することを目指して名付けました。

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト

☎ 芝浦港南地区総合支所区民課保健福祉係 ☎ 6400-0022



芝浦港南地区内の区民協働スペースなどで、保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士によるプロジェクトチームが子育てに関する悩みの個別相談・乳幼児の身体計測と、プレママの相談を行っています。

気軽に育児相談や友だちづくりができる場です。実施する場所や日時等は、港区ホームページ又は、子育てあんしんプロジェクトリーフレットをご覧ください。

【対象者】 芝浦港南地区在住の乳幼児とその保護者、これからママになる人（プレママ）

たんぼぼクラブ

☎ 保健福祉課地域福祉支援係 ☎ 3578-2381



民生委員・児童委員協議会の子育て支援事業「たんぼぼクラブ」は、0歳から4歳くらいまでの乳幼児と保護者が、友達を作って自由に遊べる場所です。

特に、保護者同士の子育ての情報交換や仲間づくりのお手伝いをしています。

子育ての不安や悩みを気軽に話してください。民生委員・児童委員には、守秘義務があります。状況に応じて、関係機関の紹介もしています。

港区立図書館

問 図書文化財課図書館係 ☎ 6435-3011



各港区立図書館では絵本の読み聞かせを行う「おはなし会」や、「子ども映画会」「工作会」などお子さん向けの行事を通年開催しています。自由にご参加ください。

区は外国人の居住者が多い地域性から、外国語絵本や子ども向け外国語図書も多数取りそろえています。また高輪図書館分室は、乳幼児から中高生までを対象とした図書館で、主に児童書からヤングアダルト向けの図書を所蔵しています。

すべての図書館は地下鉄や鉄道の駅から徒歩圏内に位置しています。小さなお子さんと一緒に出かけください。

図書館カードは赤ちゃんから作ることができます。お子さんと一緒に本を開き、語らう時間を楽しんでみませんか？

また、各港区立図書館で借りた図書や雑誌は、返却カウンターのほか、区内に設置のブックポストへ投函し返却することができます。ぜひ、ご利用ください。

※視聴覚資料（CD・ビデオ・DVD）は破損のおそれがあるため、ブックポストへの投函ができません。



【設置場所】 二次元コード（右側）からご確認ください。

絵本貸出定期便

問 図書文化財課図書館係 ☎ 6435-3011



図書館職員がおすすめする子どもの年齢に応じた図書館の絵本を、毎月1回無償でご自宅にお届けする貸出サービスです。

【対象者】 港区区内にお住まいの方

生後6か月から3歳の方

港区立図書館に利用登録をしている方

※利用するお子さまの港区立図書館利用登録が必要となります。

【貸出回数】 毎月1回

【貸出冊数】 毎月3冊

港区立郷土歴史館

問 郷土歴史館 ☎ 6450-2107



郷土歴史館では、区の歴史や文化について展示を通じて紹介しています。無料で見学のできるコミュニケーションルームでは、土器や民具などを実際にさわることができ、浮世絵等の実物の資料を間近で見ることができます。タッチパネルなどの映像機器を利用した展示もあります。また、親子学習会や夏休み学習会など子ども向け講座も開催しています。

詳しくは、港区立郷土歴史館のホームページをご覧ください。



美術館・ミュージアム情報

固 郷土歴史館 ☎ 6450-2107



❖ 「港区ミュージアムネットワーク」とは

港区は、文化芸術活動が活発に行われるよう、区内に集積する文化資源を有効活用した取組を進めています。その取組として、区内に所在する美術館・博物館などの施設が相互に連携・協力して、区と協働で事業や情報発信を行っています。

あそびのきちで初めての外遊び！ プレーパークで思いきり遊ぼう！！

固 各総合支所まちづくり課まちづくり係（裏表紙参照）

❖ あそびのきち

0歳から5歳までの未就学児とその保護者が、自由に安全に、自然と触れ合える遊び場です。

“あそびのリーダー”が、子どもたちの興味関心に合わせ、一緒に遊んでくれるので、初めての外遊びでも安心して参加できます。



❖ プレーパーク

子どもがのびのびと思い切り遊べるように、禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していく冒険遊び場（プレーパーク）づくりに取り組んでいます。

開催日時・場所は、お問い合わせください。

「あそびのきち」「プレーパーク」を実施している施設については、各総合支所まちづくり課まちづくり係へお問い合わせ下さい。



公園・児童遊園・緑地

公園・児童遊園・緑地の一覧は、港区ホームページからご覧下さい。

港区コミュニティバス「ちいばす」

☎ (株)フジエクスプレス「ちいばすお客様窓口」 ☎ 3455-2213



区では平成16年10月から、港区コミュニティバス「ちいばす」を運行しています。

現在は、「田町ルート」「赤坂ルート」「芝ルート」「麻布東ルート」「麻布西ルート」「青山ルート」「高輪ルート」「芝浦港南ルート」の8ルートで運行しています。

【運賃】

1乗車 小学生以上100円

※未就学児は無料です。

※路線を乗り継ぐ場合は、それぞれの路線で100円が必要です。

※港区コミュニティバス乗車券をお持ちの方は、乗車券を提示することで、無料で乗車できます。

※東京都シルバーパスは利用できません。



バスの愛称とロゴについて

愛称の「ちいばす」とロゴマークは公募により決定しました。これには、「小さいバス」、「地域に愛されるバス」という意味が込められています。

「ちいばす」専用1日乗車券 300円

ちいばす全線で利用できます。 ※通年販売しています。

台場シャトルバス「お台場レインボーバス」

☎ お台場レインボーバス コールセンター ☎ 6423-2805 (午前7時～午後7時)



区内有数の観光地でもある台場地域へのアクセス向上のため、平成24年4月から新たな交通手段として「お台場レインボーバス」を運行しています。運行ルートは「品川駅港南口」を起終点に台場地域を循環し、途中「田町駅東口」経由と「芝浦三丁目(田町駅入口)」経由の2種類の系統があります。

【運賃】

1乗車 大人(中学生以上)220円

小人(小学生)110円

※未就学児は無料です。

※港区コミュニティバス乗車券をお持ちの方は、乗車券を提示することで、無料で乗車できます。

※東京都シルバーパスは利用できません。

「お台場レインボーバス」1日乗車券 500円

お台場レインボーバス全線で利用できます。 ※通年販売しています。

「ちいばす」「お台場レインボーバス」共通1日乗車券 500円

ちいばす・お台場レインボーバスの全線に乗車できます。 ※土・日曜、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日限定



学校に入ってから

小学校入学準備

問 教育委員会事務局学校教育課学務課学事係 ☎ 3578-2726 ~ 2729

問 教育委員会事務局学校教育課教育人事企画課特別支援教育担当(教育センター) ☎ 5422-1543



10月中旬に教育委員会から港区に住所のある対象者の保護者の皆さんへ、「学校選択希望票」と「就学時健康診断票」等の関係書類が郵送されます。10月末になっても書類が届かない場合や紛失した場合は、お問い合わせください。

① 就学時健康診断の受診

10月下旬から11月下旬に所定の日に学校で受診します。(学校によって日程が異なりますので就学時健康診断通知書をご覧ください。)

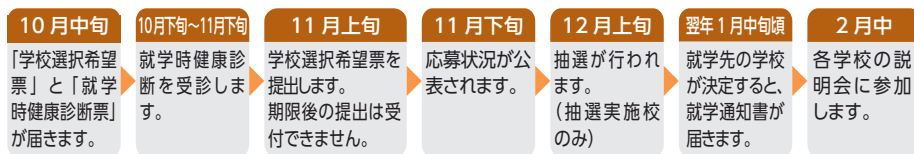
② 学校選択希望票の提出

希望する学校をご記入のうえ、期限までに提出してください。

港区では、お住まいの住所地の通学区の学校に就学することを原則としていますが、希望する場合には、通学区に隣接する学校を選択できる「学校選択希望制」を実施しています。学校選択希望制の実施にあたって、各学校の教育方針などの情報を載せた学校案内冊子を作成し配布しています。学務課(区役所7階)、各総合支所区民課窓口サービス係、台場分室で配布しています。また、港区ホームページでもご覧いただけます。

※学校によっては、学区の人口増加等のため、就学する年度によって、通学区外からの学校選択希望者の受け入れができない場合もあります。

【入学までのスケジュール】



4月初旬

いよいよ入学! 学用品の準備は早めに行いましょう。

■ 国立・私立小学校に入学する場合

国立・私立小学校への入学が決まった方は、学校から渡された「入学許可書(承諾書)」を速やかに教育委員会学務課に提出してください。

■ 外国籍のお子さんの入学

外国籍のお子さんで区立小学校へ入学を希望する方は、10月初めに入学申込み手続きに関する御案内を送付します。届きましたら、在留カード・パスポートなどお子さんと保護者の方の住所・氏名・生年月日・国籍を確認できるものを持って学務課で手続きしてください。

■ 就学に向けて、不安や心配なことがある場合

子どもの行動や発達に心配がある、障害があるなど、子どもにあった学校や支援を検討したい場合は、「特別支援教育担当」にご相談ください。

就学相談員が、保護者の方と面談等を行い、子どもにあった支援や環境を考えていきます。

区立小学校一覧



区立小学校一覧は、上記二次元コードをご覧ください。

特別支援学級・通級指導学級



☎ 教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課特別支援教育担当(教育センター) ☎ 5422-1543

港区では、知的障害学級(特別支援学級)、言語・聴覚障害学級(通級指導学級)を設置するなど、子どもの発達の様子や障害の状態に応じて適切な教育ができるようなさまざまな場を設けています。

●特別支援学級・通級指導学級とは？

【特別支援学級】 子どもが毎日通って学習する、学籍のある学級です。

【通級指導学級】 通常は在籍校(学籍のある学校)で学習しますが、それぞれの障害の状況や必要に応じた学習内容について指導を受けるため、決められた日時だけ通級する学級です。

就学援助



☎ 教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係 ☎ 3578-2731

安心して学習ができるよう、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、ご家庭の事情に応じて学用品費や校外学習費等の援助をしています。

港区にお住まいの、小中学校に在学する児童・生徒の保護者で以下のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受けている方
- ②児童扶養手当を受けている方
- ③前年の所得額が基準所得額に該当する方

詳しくは、お問い合わせください。

学童クラブ



☎ 各総合支所管理課施設運営担当(裏表紙参照)

☎ 子ども若者支援課子ども若者支援係 ☎ 3578-2426

保護者の就労等の事情で放課後、家庭での保護を受けられない児童の生活の場として、児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザなどのほか、区立小学校内で実施しています。利用には入会手続きが必要です。詳しくは入会を希望する学童クラブへお問い合わせください。

【対象】児童館等学童クラブ 区内在住または区内小学校に在籍する1～6年生

放課GO→学童クラブ 当該放課GO→学童クラブがある小学校に在籍または当該放課GO→学童クラブがある学区区域在住の1～6年生

【利用時間】 平日は放課後～午後7時、土曜は午前8時～午後5時、

学校が休みの日は午前8時～午後7時(日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館)

【利用料金】 育成料 児童1人につき月額3,000円

「放課GO→」 「放課GO→クラブ」

問 各総合支所管理課施設運営担当 (裏表紙参照)

問 子ども若者支援課子ども若者支援係 ☎ 3578-2426

「放課GO→おだいば」

問 生涯学習スポーツ振興課生涯学習係 ☎ 3578-2744



「放課GO→」「放課GO→クラブ」は、区立の小学校施設等を利用し、放課後等に子どもたちが安全に安心して活動できる「居場所」です。専門の指導員や地域の方々が見守る中で、学年の異なる友だちと遊んだり、学習やスポーツをしたり、放課後の時間を楽しく過ごせます。参加には登録が必要です。詳しくは、各「放課GO→」「放課GO→クラブ」にお問い合わせください。

適応指導教室 (つばさ教室)

適応指導教室 (つばさ教室) ☎ 港区虎ノ門3-6-9 ☎ 5422-1548

問 教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課指導主事 (教育センター)

☎ 5422-1541



適応指導教室 (つばさ教室) は、小・中学校に在籍する心理的な要因などで学校に登校することができない児童・生徒に対し、状況に応じた適切な相談や指導・援助を行い、在籍校への復帰を図るための教室です。

つばさ教室では、教職経験者や心理職等のスタッフが児童・生徒の学習活動を支援するとともに、児童・生徒がスポーツや校外学習などの体験的な活動に親しむ機会を設けています。また、日頃の活動について在籍校と情報を共有し、学校と連携して児童・生徒の学校復帰に向けた支援を講じていきます。

詳細については、お問い合わせください。

中学校入学準備

問 教育委員会事務局学校教育部学務課学事係 ☎ 3578-2726 ~ 2729



中学校入学準備は、小学校入学準備と同様です。

通学区域の学校またはその他全ての学校を選択できる「学校選択希望制」を実施しています。

なお、就学時健康診断はありません。

区立中学校一覧



特別支援学級・通級指導学級

問 教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課特別支援教育担当 (教育センター) ☎ 5422-1543



『子どもを守る行政の取組』

弱い立場の子どもを狙った犯罪はあとを絶ちません。

子どもを守るために、港区ではさまざまな事業を行っています。

『みんなと安全安心メール』
を配信しています

安全対策は
まず「知ること」から！



□□3丁目
子どもへの声かけ
事案がありました。

港区内で発生した犯罪や子どもを対象とした声かけ事案等の不審者情報、防犯・防火に関する情報等を、あらかじめ登録していただいたメールアドレスへ配信しています。

港区ホームページ「いざというときのために」から登録してください。

港区 みんなと安全安心メール

検索

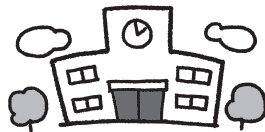


問 防災課生活安全推進担当
☎ 3578-2270

子ども政策課や教育委員会では安全を守る取組をしています

- ♣ 児童施設災害時等緊急メール配信サービス
- ♣ 区立小・中学校の保護者へメールによる緊急情報配信
- ♣ 児童・生徒への防犯ブザー貸与
- ♣ 区立小学校への警備員の常駐
- ♣ 幼稚園のフェンス改修

詳しくは、港区ホームページ
 <http://www.city.minato.tokyo.jp/>





相談・サポート

港区子ども家庭総合支援センター

港区子ども家庭総合支援センターは、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設であり、児童虐待、非行、DVなどの子どもと家庭の問題に、発生予防から相談、一時保護、措置、自立支援まで、各施設が必要に応じ連携して対応し、切れ目なく支援していきます。また、区内の幅広い子ども家庭支援ネットワークの核として、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、切れ目なくきめ細かな支援を行います。

☒ 子ども家庭支援センター

子育て中の人が集う子育て支援の拠点であり、子育てひろばの運営や子育て支援のネットワークづくりなどを行います。

また、子どもの養育に関すること、ひとり親家庭の支援、夫婦間のDVや離婚問題など、子どもと家庭が直面している様々な課題に対し、ワンストップで総合的に支援します。

☒ 児童相談所

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等が協力し、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。安全確認、調査、相談、援助を行い、必要に応じて、一時保護、里親委託、施設入所措置等を適切に行います。

☒ 母子生活支援施設

様々な事情で養育が困難となった母子家庭を入所させ、保護するとともに、自立を促進するための生活支援や養育支援などを実施します。

また、退所者への相談にも応じ、母子の着実な自立を支援します。

港区子ども家庭総合支援センター

📍 港区南青山 5-7-11

☎ 5962-6500

● アクセス ●

【地下鉄】

東京メトロ銀座線、千代田線、半蔵門線

表参道駅 B3出口：徒歩3分

【バス】

都営バス 渋88 「南青山六丁目」下車4分

ちいばす 青山ルート 「南青山六丁目」下車5分

ちいばす 青山ルート 「南青山小学校」下車6分

※公共交通機関をご利用ください。





子ども家庭支援センターの相談事業

☐ 子ども・子育て・家庭に関する総合相談

港区子ども家庭相談ダイヤル ☎ 5962-7215

18歳未満の子どもからの相談や子育てに関すること、配偶者等からの暴力、離婚問題、ひとり親に関すること等を相談することができます。

【電話相談・来所相談・訪問相談の受付時間】

月～金曜 8：30～18：00

土曜 8：30～17：00

(祝日、年末年始を除く)

☐ 専門相談

【電話相談・来所相談の受付】 ☎ 5962-7202

子どもと子育てに関する相談を保健師や心理士に相談することができます。

専門相談	受付時間	月	火	水	木	金	土
保健師相談	9：00～13：00		○		○		○
	14：00～17：00		○		○		○
心理士相談	9：00～12：00	○	○	○	○	○	○
	13：00～17：00	○	○	○	○	○	○

(祝日、年末年始を除く)

☐ 家庭相談

家庭相談員に家庭内で発生する様々な問題を相談することができます。(要予約)

相談時間	火	金
10：00～10：50		○
11：00～11：50		○
13：15～14：05	○	○
14：15～15：05	○	○
15：15～16：05	○	○
16：15～17：05	○	○

☐ 離婚に関する法律相談

養育費や親子交流の取決め等、離婚に関することを弁護士に相談することができます。相談日の前日17：00までに電話で相談日時を予約してください。

日時：毎月第3水曜日(祝日の場合は、変更又は中止)

① 13：00～13：45

② 14：00～14：45

③ 15：00～15：45

■ 港区おとなの子育て相談ねっと

パソコン・スマートフォンから子育ての悩みや不安をいつでも相談することができます。



<https://kosodate.minato.kodomosoudan.net>

○対象：港区に住む18歳未満の子どもの保護者と妊婦

- ・名前を言わなくても相談することができます。
- ・回答には2、3日かかります。(遅くとも1週間以内に回答を送ります)

■ みなと子ども相談ねっと

携帯電話・スマートフォン・パソコンから悩みや不安をいつでも相談することができます。



<https://minato.kodomosoudan.net>

○対象：港区に住む18歳未満の子ども

- ・名前を言わなくても相談することができます。
- ・回答には2、3日かかります。(遅くとも1週間以内に回答を送ります)

児童相談所

問 児童相談所 ☎ 5962-6500



児童相談所では、様々なご相談に対して、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士などの専門職員が協力して子どもと家庭の問題に対応します。

相談の種類

☒ 養護相談

養育困難

保護者の病気、死亡、離婚等の事情により、子どもの養育が困難になったときの相談

児童虐待の相談と対応

- 身体的虐待 …………… 子どもをたたく、蹴る、戸外に閉め出すなど
- ネグレクト(育児放棄) … 食事・衣服・住居等が極端に不適切、重大な病気になっても病院につれていけないなど
- 心理的虐待 …………… 子どもへの脅しや心を傷つける言動、子どもの前で夫婦喧嘩をするなど
- 性的虐待 …………… 子どもへのわいせつな行為、性行為を見せるなど

☒ 障害相談

言語発達、肢体不自由、ことばの遅れ、発達障害に関する相談
知的障害児に関する相談、療育手帳(愛の手帳)に関する相談

☒ 育成相談

乳幼児の育児・しつけや遊び、子育ての不安等の相談

不登校、いじめの相談

子どもの性格行動に関する相談(友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力等)

☒ 非行相談

△ 犯相談

18歳未満で、問題行動(家出や親のお金の持ち出しなど)のある子どもに関する相談

△ 触法相談

14歳未満で法に触れる行為(器物破損・暴力行為・盗みなど)を行った子どもの相談

☒ 保健相談

乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故・ケガ等の健康管理に関する相談

☒ 里親の相談

里親になりたい、里親に子どもを預けたい等、養育里親(養育家庭)に関する相談
特別養子縁組に関する相談

☒ その他の相談

その他の家族や子どもの相談

【来所相談】 月～金曜日 午前8時30分～午後6時

【電話相談】 児童相談所 ☎ 5962-6500 (月～金曜日 午前8時30分～午後6時)

港区児童虐待相談ダイヤル ☎ 0120-483-710 (24時間365日)

児童精神科医による相談（こころの健康相談）



問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084

18歳以下のお子さんのこころの問題や行動面について心配なことを児童精神科医が相談に応じます。次のような相談をお受けします。

- <情緒面の心配> ●かんしゃくを起こしやすい ●極端なきれい好き
- <行動面の心配> ●登校しぶり ●自分を傷つけてしまう
- <発達面の心配> ●コミュニケーションが苦手 ●ことばの遅れ
- <こころが関係していそうな身体症状の心配> ●学校に行く前の腹痛や頭痛 ●起きられない

☒ 利用について

まずは保健所までお気軽にお電話ください。

【来所相談】

日程については「[広報みなと](#)」や港区のホームページをご覧ください。

母子メンタルヘルス相談



問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084

妊娠、出産、育児期にある女性は、時として心のバランスをくずし、育児不安や心の問題を抱えることがあります。母親自身が抱える心の問題に対して、専門の医師が相談に応じます。

医師による1回30分の面接です。保健師も同席して一緒にお話を聞きます。

※別室で保育があります。予約時にお申し出ください。

※プライバシーは守ります。

【と き】毎月2回（予約制）

【対 象】区民で、妊娠中・育児中の母親とその家族

日程については「[広報みなと](#)」や港区ホームページをご覧ください。

男女平等参画センター（リーブラ）相談室 「心のサポートルーム」

問 男女平等参画センター（リーブラ） ☎ 芝浦 1-16-1（みなとパーク芝浦）2階
心のサポートルーム相談専用電話 ☎ 3456-5771（相談時間内）



男女平等参画センター（リーブラ）では、家族や子どもの教育、配偶者やパートナーからの暴力、自分自身の生き方、犯罪被害、SOGIE等に関する事など、さまざまな悩みの解決への援助として、専門のカウンセラーや弁護士が無料で相談に応じます。相談に関する秘密は固く守ります。

☒ 相談時間 ※年末年始・臨時休館日を除く。

【一般相談】電話・面接（面接は予約制）

日中／月～土曜 午前10時～午後4時 受付：午後3時まで

夜間／火・金曜 午後6時～9時 受付：午後8時まで

【法律相談】面接（予約制 原則月2回）

【夫婦・家庭問題専門相談】面接（予約制 原則月1回）

【みなとLGBTQ相談】電話・面接（面接は予約制 原則月1回）

グループお母さんの時間

☎ みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



子育てや家庭内での心配ごと、親同士の間関係など日ごろのつらい気持ちを、語り合いを通して分かち合い、共感するお母さんのためのグループです。

※別室で保育があります。予約時にお申し出ください。

※プライバシーは守ります。

【と き】毎月1回（予約制）

【対 象】区内在住の育児中の母親

日程は港区ホームページをご覧ください。

港区立児童発達支援センター（ぱお）

☎ 港区立児童発達支援センター（ぱお） ☎ 6277-3106

☎ 6277-3844 開館時間 月～土曜 9:00～18:00



発達につまづきや遅れがあるお子さんを対象に、発達に関する相談・支援を行っています。

たとえば・・・

○言葉がゆっくり ○歩き始めが遅い ○落ち着きがない

○不器用さがある ○お友達とのトラブルが多い などありませんか？

お気軽にお電話でご相談ください。

面談では、必要に応じて心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等が相談をお受けします。

■発達支援

名 称		内容・対象 など
相談支援	総合相談	お子さんの成長や発達に関する相談を受けます。また、親子グループ支援や個別支援(0～2歳児)を実施しています。 【実施日】月～土曜 9:00～18:00
	計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用に向けての相談と、障害児支援利用計画の作成を行います。
障害児通所支援※	児童発達支援(通園)	日々の活動の中で基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通してさまざまな経験を重ねます。小さな集団の中で友達とのやりとりを通して集団生活に適應できる力を身に付けます。 (同日に保育園との併用ができます) 【実施日】週5日のクラス：月～金曜 週2日のクラス：火・水曜または木・金曜 【対象】3～5歳児
	児童発達支援(グループ支援)	活動を通して「できる」経験を重ねることで、幼稚園、保育園等において自信を持って物事に取り組めるよう支援します。 【実施日】月～金曜の午後(月2～3回) 【対象】幼稚園・保育園等に通う3～5歳児
	児童発達支援(個別支援)	お子さんの状況に合わせて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別支援を行います。 【実施日】月～金曜 【対象】おおむね3～5歳児

名 称		内容・対象 など
障害児通所支援※	放課後等デイサービス	心理士、作業療法士、言語聴覚士が中心となり専門の見地からお子さんの課題に応じた個別支援および小集団で発達支援を行います。生活能力の向上および社会性やコミュニケーションスキルを伸ばすことをめざします。 【実施日】月～金曜の午後及び土曜(月1～2回) 【対象】学校に就学している児童
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日々の生活における基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通して日常生活に必要な動作を経験したり、遊びの幅を広げたりします。 【実施日】月～金曜(月2回程度) 【対象】重度の障害等のため、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な児童
	保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 【実施日】月～金曜(月2回程度) 【対象】保育園等集団生活を営む施設に通う0～18歳未満

※障害児通所支援の利用にあたっては、通所受給者証が必要です。

港区生活・就労支援センター

☎ 港区生活・就労支援センター

☎ 港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階 ☎ 5114-8826



港区内に居住し、生活、仕事や家計のことなど、経済的に困っている方の支援を行う相談窓口です。

【支援内容】 ※印は生活保護世帯も対象となります。

● 自立相談支援

経済面・生活面の悩みを整理し、作成した支援プランに沿って相談者と一緒に課題解決に取り組みます。

● 就労支援

就労支援員が求職活動のお手伝いをします。

● 就労準備支援 ※

すぐに就労につくことが難しい方に、生活習慣の改善や社会参加能力の向上等を図り、就労できる状態になるよう支援します。

● 家計改善支援 ※

家計管理や債務・滞納整理を助言・指導します。

● 学習相談支援 ※

子どもの学習や進学に関する相談支援を行います。

● ひとり親家庭支援 ※

ひとり親家庭の置かれている状況に特に配慮しながら、求職活動を支援するとともに、抱える問題を支援員と一緒に解決していきます。

● 住居確保給付金

失業等により住居を喪失、またはその恐れがある方に対し、住居確保のための給付金を支給します。

【利用時間】

月～金曜 8:30～17:15 (休:土・日・祝日・年末年始)

その他の相談窓口

港区や公的団体が実施している子育てに関連する相談窓口の主なものです。詳しくは、各連絡先へお問い合わせください。

◆港区が実施している相談

内 容	相 談 機 関	連 絡 先	受 付 日 時
いじめ・不登校・学校 や友達関係の悩みなど	港区立 教育センター	【来所相談】 ☎5422-1545	月～金曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始休み)
		【電話相談】 ☎5422-1546	月～金曜 9:00～19:00 土曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始休み)
子どもの成長や発達に ついての総合的な相談	港区立 児童発達支援センター (ばお)	☎6277-3106	月～土曜 9:00～18:00 (祝日、年末年始休み)
区政に関することや日 常生活についての相談 や情報提供など	外国人相談 (地域振興課国際化推進係)	☎3578-2524 3578-2046	月～金曜 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日、年末年始休み)
日本語を母語としない 子どもや保護者につい ての相談	多文化キッズコーディネーター (地域振興課国際化推進係)	同上	同上
区立保育園・ 認定こども園 子育て相談電話 (子育て相談専用電話) 園の職員が、子育てに 関する悩みなどの相談 に応じています。 ひとりで悩まずに電話 してください。	芝保育園	☎3455-5039	月～金曜 9:00～17:00
	神明保育園	☎5733-6822	
	芝公園保育園	☎3438-0595	
	南麻布保育園	☎3442-5907	
	本村保育園	☎3444-5087	
	西麻布保育園	☎3407-5031	
	麻布保育園	☎3583-0648	
	飯倉保育園	☎3583-5805	
	東麻布保育園	☎3584-3811	
	元麻布保育園	☎5422-7338	
	赤坂保育園	☎3583-5107	
	南青山保育園	☎3401-5047	
	青山保育園	☎3401-5041	
	伊皿子坂保育園	☎3444-5404	
	高輪保育園	☎3449-5047	
	白金保育園	☎3441-5022	
	神応保育園	☎5422-6363	
しばうら保育園	☎5232-1130		
こうなん保育園	☎3450-5004		
たかま保育園	☎5781-0255		
台場保育園	☎5500-5097		
芝浦アイランドこども園	☎5443-7337		

◆港区以外の公的団体が実施している相談

内 容	相 談 機 関	連 絡 先	受 付 日 時
いじめ問題やその他 SOS	24時間子供SOS ダイヤル	【電話相談】 ☎0120-0-78310 <small>(なやみ言おう)</small>	年中無休 24時間対応
「いじめ」や体罰など 人権侵害の相談など	子どもの人権110番 (法務省)	【電話相談】 ☎0120-007-110 【メール相談】 【LINE相談】 	月～金曜 8:30～17:15
いじめ・不登校・体罰・ 虐待など子どもの人権 に関する相談すべて	子どもの人権110番 (東京弁護士会)	【電話相談・ 面接相談は要予約】 ☎3503-0110	月～金曜 13:30～16:30 17:00～20:00 (受付は19:45まで) 土曜 13:00～16:00 (受付は15:45まで)
非行問題や犯罪被害、 いじめ問題など	警視庁大森少年センター	【電話相談・ 面接相談は要予約】 ☎3763-0012	月～金曜 8:30～17:15 (祝日、年末年始休み)
20歳未満の方、家族や 学校関係者からの相談	ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談係)	【電話相談】 ☎3580-4970	年中無休 24時間対応
幼児から高校生相当 年齢の方を対象とした 「いじめ」に関する相談	東京都いじめ相談 ホットライン (東京都教育相談センター)	【電話相談】 ☎0120-53-8288	年中無休 24時間対応
精神的な問題で困った 時や、つらい時の相談	夜間こころの電話相談 (東京都)	【電話相談】 ☎5155-5028	毎日 17:00～22:00 (受付は21:30まで)
お子さんの行動やこころ の発達の問題に関する 相談	こころの電話相談室 (東京都立小児総合 医療センター)	【電話相談】 ☎042-312-8119	月～水曜 9:30～11:30 13:00～16:30 (祝日、年末年始休み)
日頃抱えている問題や 悩みについての相談	外国人相談室 (港区国際交流協会)	【電話相談・ 面接相談は要予約】 ☎6440-0233	月～金曜 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日、年末年始休み)
思春期特有の健康上の 悩み(性に関すること を含む)に関する相談	とうきょう若者ヘルスサ ポート(わかさぼ)(東京都)	【電話相談】 ☎0120-372-463 【メール相談】 	水曜 15:00～20:00 日曜 9:00～14:00 (元日休み)
育児のこと・親子のこ となど	親子のための相談LINE	【LINE相談】 	平日 9:00～23:00 (受付は22:30まで) 土・日曜、祝日、年末年始 9:00～17:00
生きるのがつらいと感 じた時の悩み相談	相談はっとLINE@東京(東 京都)	【LINE相談】 	毎日 15:00～23:00 (受付は22:30まで)
友達、勉強、家族、お金 のことなどの悩み相談	弁護士子どもSNS相談(第 二東京弁護士会)	【LINE相談】 	月曜・木曜・日曜 19:00～21:00

「虐待かな」と思ったら

問 港区児童虐待相談ダイヤル ☎ 0120-483-710

問 児童相談所 ☎ 5962-6500



子どもに対する虐待とは

親、または親に代わる養育者によって子ども自身が心身に苦痛を感じる行為が行われることをいいます。虐待は子どもの健全な成長や発達を損ない、将来まで深刻な影響を与え、子どもが安全で健やかに育てられる権利を奪う人権の侵害です。

しつけと虐待のちがい

チェック
POINT

しつけのつもりであっても、親の言葉や行為が子どもの育ちに悪い影響を与えているとすればそれは虐待です。虐待であるかどうかは親の事情と一切関係なく、子どもの視点から判断することが大切です。

虐待にはどのようなものがあるのでしょうか

①身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、異物を飲ませる、熱湯をかける、不自然な骨折、戸外に締め出すなど。

②心理的虐待

ひどい言葉で子どもを傷つける、きょうだい間で差別的な扱いをする、DV・夫婦喧嘩の目撃、恐怖や不安を与える、無視や拒否的な態度など。

③性的虐待

子どもに性的ないたずらや性的行為を強要する、性器や性交を見せる、性的ビデオを見せる、児童ポルノの被写体にするなど。

④ネグレクト

適切な衣食住の世話をしない、病気やけがをしても病院に連れて行かない、自動車内や家に置き去りにする、家に閉じ込める、子どもの意思に反して学校へ行かせない、同居人による虐待行為を放置するなど。

虐待の背景

さまざまな要因が重複することで問題が起こることがあります。

ひとり親や複合家族、核家族孤立

生活の不安定・経済的困難

対人関係の問題

育てにくさ

問題発生



気づぎ・発見・
通告・相談

育児不安・負担

DV(ドメスティックバイオレンス)

夫婦の不和

心身の疾患

児童相談所全国共通
ダイヤル 189

親子のための
相談LINE



「DVかな」と思ったら

問 子ども家庭支援センター家庭相談係
港区子ども家庭相談ダイヤル ☎ 5962-7215



❖ ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

配偶者やパートナー、恋人など親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力のことです。DVは、暴力を受けた側の心身や生活に大きな影響を生じさせ、人権を踏みにじる行為です。そして、DVがある家庭の中で育つ子どもは、健全な成長や発達を損ない、将来まで深刻な影響を与え、子どもが安全で健やかに育てられる権利を奪われてしまいます。

❖ DVにはどのようなものがあるのでしょうか

暴力にはさまざまな形があり、次の4つに分類されます。多くの場合、これらの行為が組み合わされ、繰り返し、継続的に行われ、相手を暴力でコントロールします。

①身体的、物理的暴力

殴る、蹴る、髪をつかんで引きずるなど、体を傷つける暴力
物を壊す、家の中を叩いたり壊したりすること

②精神的暴力

大声でどなる、おどす、「だからお前はだめなんだ」といった屈辱的な言葉や人格を否定する言葉を繰り返すなどの言葉の暴力

③性的暴力

意思を無視してセックスを強要する、避妊に協力しない、中絶させられる、ポルノを見せられる、暴力的なセックスをするなど。

④経済的、社会的暴力

生活費を渡さない、支出を細かくチェックされ追及される、行動を監視・制限される、実家に行くことや友達に会うことを嫌うなど。

❖ 暴力を受けた、命の危険を感じたら

最寄りの交番、警察へ、迷わず助けを求めてください。

DV加害者更生プログラム利用助成金交付事業

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



DV加害者が、被害者(配偶者)との関係改善のため、民間団体が実施する「DV加害者更生プログラム」を利用する場合に、経費の一部を助成します。プログラム申込前にお問い合わせください。

【対象】

港区に住民登録があるDV加害者と配偶者

(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

社会的養護の施設・制度

☎ 児童相談所 ☎ 5962-6500

☐☐ 乳児院

次のような状態にある2歳未満の乳児をお預かりします。

- 保護者が出産・傷病等緊急の場合などで、保護者のもとで養育できない場合
- 父母が長期にわたる病気や心身の障害等で、乳児を養育できない場合
- 父母と死別したり、父母に遺棄されたり、保護者がいない場合

☐☐ 児童養護施設

次のような状態にある2歳から18歳未満の児童をお預かりしています。

- 父母と死別したり、父母に遺棄されたり、父母が長期にわたり心身に障害があるなど、現に保護者の養育を受けられない児童
- 虐待等の理由で家庭での生活が適当でない児童
- その他、環境上養育を必要とする児童

☐☐ 里親・ファミリーホーム

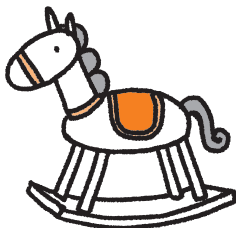
さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する制度です。里親制度には、一定期間家庭に迎え入れて養育する「養育家庭」、養子縁組を目的とした「養子縁組里親」などがあります。

☐☐ 児童自立支援施設

不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を対象に、生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成および自立支援を図る児童福祉施設です。

☐☐ 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

自立を目指す義務教育を修了した子ども等に相談、日常生活の援助、生活指導及び就業の支援を行う施設です。



ひとり親家庭支援

問 子ども若者支援課子ども給付係 ☎ 3578-2432



区内在住のひとり親家庭またはこれに準ずる家庭の親（養育者）と児童を対象に、さまざまな支援を行っています。以下に該当する人で、まだ申請をしていない人は各総合支所区民課保健福祉係へご相談ください。各手当により、支援内容（手当額）や所得制限額が、異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【支援内容】

ひとり親家庭等医療費助成 医療費の一部を助成します。

児童育成手当 育成手当が（児童1人につき月額13,500円）支給されます。

児童扶養手当 児童1人の場合、所得に応じて月額46,690～11,010円が支給されます。

【対象】

次の要件に該当する児童を監護・養育しているひとり親家庭（母子・父子）もしくは父母に代わってその児童を養育している家庭

【要件】

次の①～⑧のいずれかに該当すること。

- ①父母が婚姻を解消した
- ②父または母が死亡した
- ③父または母に重度の障害がある
- ④父または母が生死不明
- ⑤父または母が引き続き1年以上児童を遺棄している
- ⑥父または母がDV保護命令を受けた
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらない出生

【所得制限】

各手当ごとに本人および扶養義務者に所得制限があります。

児童扶養手当受給者対象の優遇制度

☎ 各総合支所 区民課保健福祉係(裏表紙参照)



児童扶養手当を受けている方は次のサービスがご利用になれます。申請が必要です。お住まいの各総合支所区民課保健福祉係の窓口へお問い合わせください。

※必ず、児童扶養手当受給中であることを伝えてください。

☐ 港区コミュニティバス乗車券

世帯の世帯員のうちどなたか一人に限り、港区コミュニティバス乗車券(無料)が利用できます。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

☐ 都営交通無料乗車券

世帯の世帯員のうちどなたか一人に限り、都営交通乗車券(無料)が利用できます。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

☐ JR通勤定期乗車券の割引

普通定期券の3割引で購入できます。定期券はJRの窓口で購入しますが、区が発行した証明書が必要です。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

・利用者の証明写真1枚

(縦4cm×横3cm・最近6か月以内に撮影したもの)

☐ 都営水道料金の減免

基本料金が免除になります。水道局の所管営業所に申請しますが、区が発行する申請書が必要です。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

☐ 粗大ゴミ収集手数料の免除

粗大ごみ受付センターに直接連絡してください。後日、粗大ごみ受付センターからご自宅宛てに手数料免除申請書が届きます。

【連絡先】粗大ごみ受付センター ☎ 6747-9253

処理券の受取方法は、2通りです。

① 児童扶養手当証書の写しと手数料免除申請書をみなとリサイクル清掃事務所に郵送してください。

【郵送先】〒108-0075 港区港南3-9-59 みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 3450-8025

② お急ぎの場合は、通知書、申請書を各総合支所またはみなとリサイクル清掃事務所に持参して申請してください。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

・粗大ごみ受付センターの通知書

・手数料免除申請書

ひとり親の就労支援

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214

ひとり親家庭の経済的自立等を促進する制度があります。

■ 港区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父又は母が、養成機関で対象資格取得のため修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担軽減を図ります。

受給要件がありますので養成機関の受講前に事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■ 港区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父又は母が、指定した講座を修了した場合、受講経費の一部を支給します。

受給要件がありますので講座受講前に事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■ 港区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父又は母並びにひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童が、高卒認定試験の合格を目指す講座を修了した場合、受講経費の一部を支給します。

受給要件がありますので講座受講前に事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

港区生活・就労支援センターでも、ひとり親家庭の就労を支援しています。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



区内に住所があり、小学生以下の児童がいるひとり親家庭において、親の就業や疾病などで家事や育児の日常生活にお困りなとき、ヘルパー等を派遣し、家事・育児等の援助を行います。

1月あたりの派遣時間数(上限)は、児童の年齢により異なります。所得に応じた費用負担があります。

事前相談・利用申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

東京都母子及び父子福祉資金貸付金

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214

都内に6か月以上お住まいの母子家庭または父子家庭で、20歳未満のお子さん等を扶養している方が利用できる貸付金です。

お子さんの進学・入学に必要な修学資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など)や就学支度資金(入学金、制服代など)を無利子で貸付けます。

貸付には審査があります。事前にご相談ください。

相談から資金交付までには1か月程度かかります。

離婚前後の親支援事業

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



親の離婚による子どもの心理的負担の軽減と安定した生活の確保を図るため、18歳未満(親子交流コーディネイト事業は中学生まで)の子と同居している離婚前後の区民を支援します。詳しくは、お問い合わせください。

❖ 裁判外紛争解決手続(ADR)利用助成金

離婚後の養育費、親子交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が実施するADRを利用する場合、申込料や1回目の調停期日の費用を助成します(上限5万円)。

❖ 養育費保証利用助成金

民間の養育費保証会社が提供する養育費の支払いを保証するサービスの利用(保証契約)に必要な初回の保証料を助成します(上限5万円)。

❖ 親子交流コーディネイト事業

両親が離婚・別居した後も引き続き子どもが両親のどちらとも関わる環境を作り、両親から愛されていることを実感することができるよう、親子交流コーディネイトを通じて支援します。

子育て支援員研修



問 子育てひろば「あい・ぽーと」 ☎ 5786-3250

港区では、区内で活動する「港区子育て支援員」の養成を目的とした研修を実施しています。子育てや職場での豊かな人生経験を活かしたいと考えている方のご参加をお待ちしています。

対象

地域子ども・子育て支援などの仕事に関心があり、原則として港区の子ども・子育て支援事業などに従事することを希望する人、または既に従事している人。

募集人数

年間 120 人（予定）

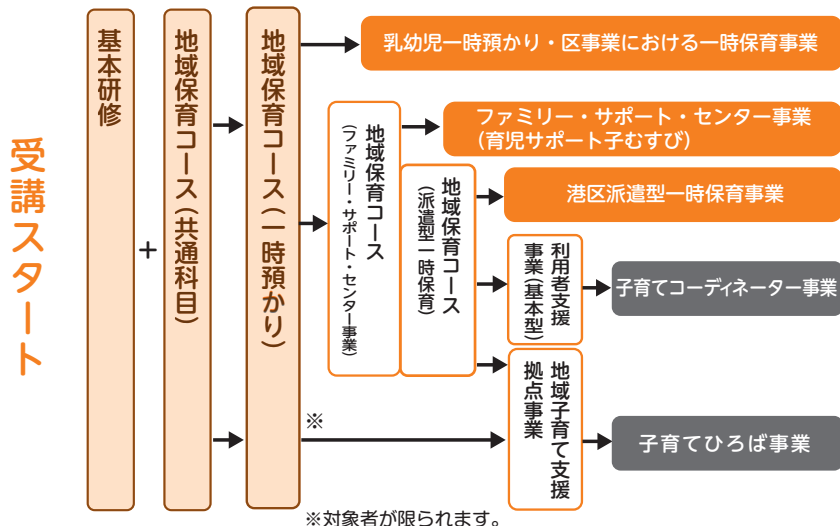
費用

無料（テキスト代・実習器具代は実費負担）

※この研修は受講者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介および保証するものではありません。

子育て支援員研修の内容

初めて受講される方には、必ず「基本研修」と「地域保育コース」を受講していただきます。その後、どのような活動を希望されるかによって、それぞれの専門研修に進むことになります。専門研修が修了したら、全国で通用する「子育て支援員」としての修了証書が発行されます。



どんな活動が
できるの？



地域保育コース

地域保育コースを修了すると乳幼児一時預かり施設での仕事ができます。また、登録すると、港区事業における一時保育の保育者として活動に従事できます。

さらに、「ファミリー・サポート・センター事業」の専門研修を受けると、「育児サポート子むすび」の協力会員として登録・活動できます。

また、「港区派遣型一時保育事業」の専門研修を受けると、「港区派遣型一時保育」の支援者として活動に従事できます。なお、「港区派遣型一時保育事業」の専門研修科目は「ファミリー・サポート・センター事業」の専門研修を含んでいるため、希望される場合は両方の活動に従事できます。

地域子育て支援コース

地域子育て支援コースには、「地域子育て支援拠点事業」、「利用者支援事業・基本型」の2つの専門研修があります。

「地域子育て支援拠点事業」の専門研修を修了すると、「子育てひろばあっぴい」や「あい・ぽーと」、「みなと子育て応援プラザPokke」等の子育てひろばで職員として業務に従事できます。

「利用者支援事業・基本型」の専門研修を修了すると、「子育てコーディネーター事業」のコーディネーターとして、利用者の相談・支援に携わることが出来ます。

受験生チャレンジ支援貸付事業

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



中学3年生、高校3年生又はこれに準じる方を対象に、学習塾等の受講料や高校・大学などの受験料を一定所得以下の世帯へ無利子で貸付けます。貸付対象となる学校へ入学した場合、返済が免除（償還免除）されます。

対象要件や貸付条件、申込期限、必要な書類など詳しくはお問い合わせください。

奨学資金給付及び貸付事業（大学等）

問 教育委員会事務局教育推進部 教育長室教育総務係
☎ 3578-2713



学業に意欲を持ちながらも、経済的理由により大学・短大等の修学が困難な方に対して、選考の上、奨学金を給付又は貸付しています。募集時期など、詳しくはお問い合わせください。

【応募資格】 次のすべての要件を満たすこと。

- ・奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付又は貸付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- ・経済的理由により修学が困難であること。
- ・次のいずれかに該当すること。
 - A. 高等学校もしくは高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み又は卒業後もしくは修了後2年以内で、初めて大学等に入学する者。
 - I. 大学等に在学している学生等であること。
- ・学業成績が特に優れていること。（給付の場合のみ）

【所得要件】 給付型の場合は所得要件があります。詳しくはお問い合わせください。

※貸付型は所得要件が撤廃されました。

港区在宅療養相談センター

問 港区在宅療養相談センター ☎ 6435-0758 📠 5476-0208



区民の方の在宅療養生活全般に渡る、医療・療養・介護に関する相談をお受けします。

【受付時間】 月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

医療相談

問 港区医療相談窓口 ☎ 6453-7137

次のような医療に関する相談を電話で受け付けます。

- ・医療のことで相談できるところを知りたい
- ・病気やケガの一般的な対応を知りたい
- ・近隣の医療機関を知りたい

【受付時間】 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分（祝日を除く）

入院のベッドが20床以上ある病院に関する相談は、「東京都患者の声相談窓口」へお願いします。

☎ 5320-4435

「福祉総合窓口」にご相談ください

問 各総合支所区民課保健福祉係（裏表紙参照）
各総合支所区民課生活福祉係（裏表紙参照）



各総合支所区民課の「福祉総合窓口」では、福祉に関する全てのご相談をお受けし、保健師等の専門職員や福祉関係機関等と連携して支援します。

ご相談日時は事前に区ホームページから予約することもできます。

【受付時間】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

福祉総合窓口
受付予約システム



◀このマークが目印です

子育てSOS



入院を必要とする小児救急（港区近隣）

医療機関	所在地	電話番号	診療時間等
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	3433-1111	休日の昼間 毎日の夜間 (17:00以降)
虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	3588-1111	
愛育病院	港区芝浦1-16-10	6453-7300	
都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	3444-1181	
日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	3400-1311	
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	3541-5151	
慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35	3353-1211	

小児初期救急診療「みなと子ども救急診療室」 中学生まで（おおむね15歳未満の小児）の軽症患者対象



医療機関	所在地	電話番号	診療時間等
(社福) 恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階	港区芝浦1-16-10	6453-7302	月曜～金曜日 19:00～22:00 土曜日 17:00～22:00 受付は21:30まで (祝日、年末年始を除く)

港区の休日診療・薬の相談



休日診療および薬の相談については、「[広報みなと](#)」および港区ホームページに掲載しています。
<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

東京都子ども医療ガイド

東京都では、育児経験の少ない保護者等に対して、病気の際の対処や子育てを支援するため、インターネット上の音声会話によるガイドシステムを開設しています。

このガイドは、病気や子育ての基本的知識を親しみやすく分かりやすく提供し、すぐに医療機関を受診すべきかどうかの判断の一助とすることを目的としています。内容は、家庭向けの医学書やガイドと同様に一般的な知識の提供となっていますが、緊急時ではなく少し気がかりな点があるときや、日頃の余裕のある時間に、お子様の病気やケア、育児の勉強の一環として使用してみたいかがでしょう。また、会話タイプもあるので、お子様と一緒に楽しみながら使用すると楽しいかもしれませんね。



東京消防庁救急相談センター

症状にもとづく緊急性の有無のアドバイス、休日や夜間などの医療機関案内の問い合わせに医師・看護師・救急隊経験者などが24時間対応しています。

電話番号	# 7119 (プッシュ回線の固定電話、携帯電話)
	3212-2323

医療情報ネット(ナビイ)



医療情報ネットは、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなど様々な情報から、全国の医療機関・薬局を検索することのできるシステムです。

また、休日夜間対応医療機関をお電話でも確認できます。

電話番号	電話案内サービス 0570-000692
------	----------------------

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

「ひまわり」は、電話またはファックスで都内の医療機関のご案内をしているサービスです。

電話番号	5272-0303
	聴覚障害者用ファクシミリ 5285-8080

災害時の連絡方法

体験利用で“もしも”に備える

総務省の調べによると、東日本大震災の直後に、被災地への電話が殺到し、通話ができない状態になりました。災害用伝言ダイヤル「171」や「災害用伝言板」の存在は震災前から知られていましたが、いざとなると慌ててしまい、どうしても忘れてしまうものです。これらのサービスは災害時にしか提供されないものですが、下記の日々に体験利用日が設けられています。一度は利用方法を確認しておきましょう。

- 毎月1日、15日
- 正月三が日（1月1日～1月3日）
- 防災週間（8月30日～9月5日）
- 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

※詳しくは、各通信事業者にお尋ねください。



災害にあったときは

通学中の対処を教える

通学で電車やバスを利用している子どもには、通学中に被災した場合の対処法を教えることも必要です。災害時は大人であってもパニックに陥りがちですが、子ども一人ならその不安はさらに大きくなってしまいます。事前に対処法がわかっているれば、落ち着いて行動できるでしょう。ここでは「電車・ホーム」「地下鉄」「バス」という、公共交通機関で被災した場合に注意すべき点を紹介します。

これらのことを事前に伝えておくだけでも、子どもの不安は大きくやわらぐものです。

備えあれば憂いなし

区では、妊産婦の方に防災用品を特別価格であっせんしています。

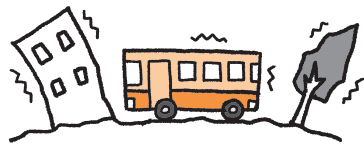
詳細は、母子健康手帳と一緒にお渡しした「港区妊娠・子育て情報ファイル」内のチラシをご覧ください。

対象：母子健康手帳を交付された妊婦または出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦（1世帯につき1回限り）

※住民税非課税世帯および生活保護受給世帯は、あっせん価格からさらに減免されます。

問 防災課地域防災支援係

☎ 3578-2516



地震発生！そのとき、家の中にいたら

①子どもの命を守るために的確な判断を

あわてて行動して保護者がケガをすると子どもを助けることができません。

子どもと離れているときは無理に駆け寄らず、自分の身を守り、子どもには動かないよう伝えましょう。

②揺れがおさまったらドアを開けて出口を確保する

大きな地震では家がゆがみ、ドアが開けられずに閉じ込められてしまうことがあります。

揺れがおさまったら、ドアや窓を開けて出口を確保しましょう。

③正確な情報をつかむ

テレビやラジオ、インターネットなどで地震の後の正しい情報を得ましょう。

■身を守る方法

テーブルの下や頑丈な家具のそばに身を寄せる！

地震でもっとも恐ろしいのは、倒壊や家具が倒れて下敷きになることです。

机やテーブルは落下物から身を守る盾になってくれます。テーブルが近くにないときは、ソファなどがしっかりした背の低い家具のかげに身を寄せましょう。

また、日頃から家具の転倒・落下等の防止対策をして、室内の安全を確保しましょう。

基本は「ダンゴ虫」のポーズ

大人も子どもも、人間の体で最も大事な頭を守る「ダンゴ虫のポーズ」を覚えておきましょう。

小学生くらいの子どもの場合は日頃から自分で身を守るように教えておきましょう。

頭を両手で抱えて
丸まる



赤ちゃんを守るポーズ

保護者のおなかあたりに赤ちゃんの頭を置いてお尻を抱きかかえるように体を丸め、子どもと自分の頭を守る姿勢をとります。



■幼児と一緒にいる場合

別室など、離れている場所にいるときは、大声で「テーブルの下にもぐって」、「トイレから出ないで」、「ふとんをかぶって頭を守って」など、具体的な行動を指示します。

●お風呂やトイレにいたら？

お風呂やトイレは落下物がないので比較的安全ですが、ドアがゆがんで出られなくなる恐れがあるので、地震が起きたらドアを開放して、低い姿勢になって揺れがおさまるのを待ちましょう。

地震発生！そのとき、外出していたら

赤ちゃんは抱いて逃げる！

赤ちゃんをベビーカーに乗せているときは、すぐに抱きかかえず、ベビーカーを押さえて揺れがおさまるのを待ちましょう。揺れがおさまったら抱きかかえて安全な場所に避難します。ベビーカーでは迅速に行動できません。抱っこひもやおんぶで移動するのが適切です。

外出先でも頭を守るダンゴ虫のポーズ

道端にいるときはブロック塀などが倒れたり、買い物をしているときは棚が倒れたり商品が落ちてきたりする危険があります。

子どもを連れているときは、手荷物などで頭を守りながら、ただちに塀や商品棚から離れ、ダンゴ虫のポーズで子どもを守りましょう。

ベビーカーに子どもを乗せているときは、自分の頭を守りながら子どもにおおいかぶさるようにして守ります。ベビーカーのフードを被せて落下物から守ることも有効です。



エレベーターに乗っているとき

1981年以降に設置されたエレベーターは、震度4以上の地震を感知すると自動的に最寄り階で停止しドアが開くようになっています。しかし古いエレベーターでは自動で停止しないので、すべてのボタンを押して、できるだけ早く停止させます。万が一閉じ込められたら非常用ボタンを押して救助を依頼しましょう。

エスカレーターに乗っているとき

エスカレーターは地震の揺れで急ブレーキがかかり、転落する恐れもあります。普段から手すりにつかまって乗るようにしましょう。幼児とはしっかりと手をつないで乗るようにしましょう。ベビーカーに子どもを乗せたままエスカレーターを利用することは、きわめて危険だということを、認識しておきましょう。

●電車やバスではベビーカーの車輪をロックする習慣を

鉄道は地震が発生すると自動的に緊急停止するしくみになっています。急停車する場合がありますので、地震を感じたら手すりやつり革にしっかりつかまって安全を確保します。ベビーカーに赤ちゃんを乗せて乗車するときは、日頃から必ず車輪をロックする習慣をつけておきましょう。バスの車内は狭く危険なので、ベビーカーで乗車するときはできるだけ補助ベルトで固定しておきましょう。

避難する

地震の後の街は危険がいっぱいです。

やむを得ず避難する場合は、常に自分と子どもの安全に注意しましょう。

■ 避難するときのスタイル

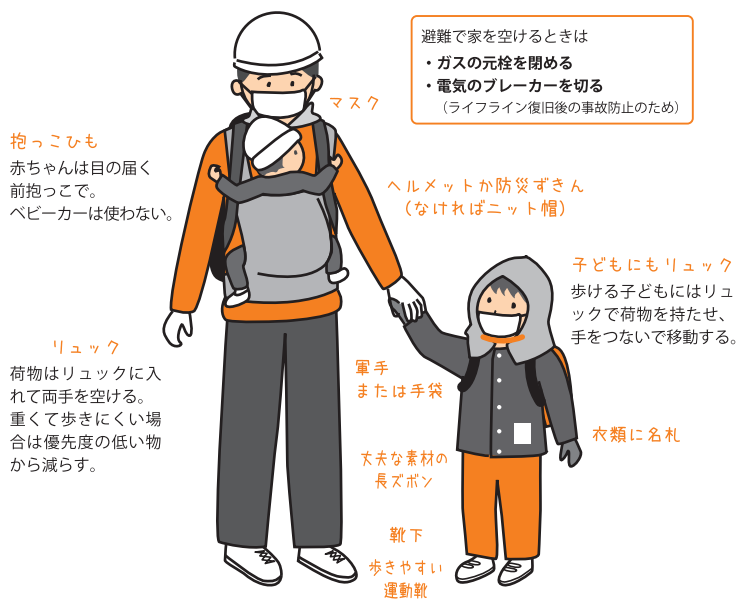
子どもを連れて避難するときは、けがをしにくい、露出を抑えた服装で、

いざというときには子どもを抱きかかえることができるように、荷物は背負い、

両手は空けておきます。抱っこひもも携帯しましょう。

頭には防災ずきんやヘルメットをかぶりましょう。特に靴はしっかりした丈夫なものを履き、足下の安全をはかりましょう。

万が一はぐれてしまったときのために、子どもの衣類には名札を付けましょう。



抱っこひも

赤ちゃんは目の届く前抱っこで。ベビーカーは使わない。

リュック

荷物はリュックに入れて両手を空ける。重くて歩きにくい場合は優先度の低い物から減らす。

マスク

避難で家を空けるときは

- ・ガスの元栓を閉める
- ・電気ブレーカーを切る

(ライフライン復旧後の事故防止のため)

ヘルメットか防災ずきん
(なければニット帽)

子どもにもリュック

歩ける子どもにはリュックで荷物を持たせ、手をつないで移動する。

軍手
または手袋

丈夫な素材の
長ズボン

靴下
歩きやすい
運動靴

衣類に名札

自宅にとどまる

備蓄品で生活し、物流などが安定するまでは不要な外出は控えましょう。

■ 自宅で生活するときの注意点

水道の復旧にはかなりの時間がかかるので、節水に努めましょう。

水洗トイレを使うときは、下水管が破損していると汚水が漏れ出すおそれがあるため、下水管の安全が確認できるまではトイレの水を流さないようにしましょう。

ごみはきちんと分別して置いておくなど、室内の衛生の維持に気をつけて生活しましょう。

ラジオなどで、行政などから発信される情報を常に把握しておくようにしましょう。

■ ライフラインストップへの対処法

被災後の生活を知恵で乗り切った方々の声を集めました。

水

手洗いや米を研ぐのに使った水は流さずバケツにためてトイレを流すのに使った

トイレトペーパーは流さずにごみとして捨てた

食器にラップをかぶせて食事をし洗わずに済むようにした

電気

発泡スチロールの箱に保冷材と一緒に入れ小分けにしながら食べた

冷凍庫の物はしばらく腐らなかった

家の中でスキーウェアを着こみ寒さをしのいだ

重ね着をしてできるだけ日光に当たって暖まった

ガス

電気ポットで沸かしたお湯をベビーバスに入れ子どもだけ体を洗い大人もそのお湯で体を拭いた

卓上コンロを使い圧力鍋や保温鍋で短時間の加熱で調理するようにした(ボンベのガスの節約)

お風呂に入れないのでウェットティッシュやお尻ふきで体を拭いた

シリコンスチーマーや炊飯器で調理した

食

近所の人と交代で買出しに行ったり買うことができた物を分け合ったりした

子連れで長時間の行列は難しいので家にある食材でやりくりした

区の対策・公開情報など

☺ 防災ポータルサイト

緊急情報や避難情報、避難所の開設状況といった災害発生時に役立つ情報をお知らせします。



☺ 港区防災アプリのご案内

区は、「港区防災アプリ」を無料で配信しています。災害リスクの確認・災害に対する備えに防災アプリを活用しましょう。緊急時には、区からのお知らせがプッシュ通知されます。

防災アプリのコンテンツ

1. 防災マップ
2. 防災情報
3. 地区別防災マップ
4. 安否情報
5. リンク集
6. ツール
7. 防災ガイド

(スマートフォンのみ対応)

ダウンロード先

Android 端末

iPhone 端末



※日本語のほか、英語・中国語・ハンブルに対応しています。

☺ ハザードマップのご案内

港区が公開している情報

- 津波ハザードマップ
- 高潮浸水ハザードマップ
- 液状化マップ
- 揺れやすさマップ
- 大雨による浸水ハザードマップ
- 土砂災害ハザードマップ

港区ホームページ【ハザードマップ】

https://www.city.minato.tokyo.jp/bousai/hazard_map/hazard_map.html

☺ 港区内の避難所を知りたい

港区ホームページ【区民避難所・福祉避難所】

<https://www.city.minato.tokyo.jp/bousai/saigaitaisaku/hinanjo.html>

- 各地区（芝地区 / 麻布地区 / 赤坂地区 / 高輪地区 / 芝浦港南地区）の詳しい防災マップ

港区ホームページ【各地区防災マップ】

<https://www.city.minato.tokyo.jp/bousai/bosai-anzen/bosai/daishinsai/b-map/index.html>

☺ 家でできる防災対策を知りたい

- 東京都防災ホームページ【自宅での家具類の転倒・落下・移動防止対策】

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/1000027/1005737.html>

- 港区ホームページ【家具転倒防止器具等の助成のご案内】

<https://www.city.minato.tokyo.jp/bousai/kateibousai/kagu.html>

❖ 妊産婦向け防災用品のあっせん

港区に住民登録のある母子健康手帳を交付された妊婦、または出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦を対象に、防災用品を特別価格であっせんしています。

詳しくは、港区ホームページまたは各地区総合支所（区民課保健福祉係）で配布しているパンフレットをご覧ください。

● 港区ホームページ【防災用品あっせん】

<https://www.city.minato.tokyo.jp/bousai/kateibousai/assen.html>

❖ 防災情報メールを受信したい

防災情報メールを受信する場合は右の二次元コードを読み取り、サイトにアクセスして「空メールを送信する」から空メールを送信してください。
※メールが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスにメールを送信してください。

[t-minato@sg-p.jp]

折り返し、区役所からメールが届きますので、利用規約の選択や配信内容の選択を行って登録します。

配信する情報

- 水位情報（古川の水位）
- 津波情報（津波警報など）
- 雨量情報（区内の降雨量）
- 国民保護情報（ミサイル攻撃など）
- 地震情報（震度、震源など）
- 気象警報・注意報
- 防災気象情報（土砂災害警戒情報など）
- その他緊急情報（避難勧告など）

<二次元コード>



PC・
スマートフォン用



フィーチャーフォン
(ガラケー)用

❖ 緊急速報メール（エリアメール）の配信

国、地方公共団体が配信元となり、携帯電話会社の持つ回線を用いて、港区区内にいる携帯電話利用者に向けて、避難指示などを緊急速報メール（エリアメール）で伝えます。次の携帯電話会社4社が対応しています。

NTT docomo（NTT ドコモ）・au（KDDI）・SoftBank（ソフトバンクモバイル）・楽天モバイル

なお、携帯電話の機種によっては、緊急速報メール（エリアメール）を受信できない機種（古い機種等）があるとともに、事前に緊急速報メール（エリアメール）を受信するための設定が必要な機種もあります。

❖ 港区の子育て関連施設の災害時対策

区では、保育園や児童館などで災害時の子どもの安全確保、避難誘導、情報連絡などに関する「災害時行動マニュアル」を作成しています。またそれぞれ施設ごとのマニュアルも作成し、職員ワークショップなども実施しています。災害時には、保育園等から電話や緊急情報メールなどの手段で安否情報などを連絡します。

家族の防災カード

記入して切り取り、
普段使っているバッグや
非常持ち出し袋などに
入れておきましょう。

記入例

おもて

防災カード 災害伝言ダイヤル 171

氏名	みなと つよし	性別	男・女	血液型	A	生年月日	2010.4.1
住所 〒	〒105-8511 港区芝公園1-5-25						
	☎ 03-0000-XXXX						
勤務先・ 学校・保育園等	〒105-XXXX 港区芝公園 ○-○-○						
	<input type="checkbox"/> 保育園 ☎ 03-0X0X-0X0X						
治療中の疾患・薬剤名など	アレルギー 小麦粉						

うら

家族の連絡先	氏名	みなと まもる	連絡先	△△株式会社	☎ 090-0000-0000
		いくこ	○△みなと店	☎ 090-△△△-△△△	
		ひかり	みなと小学校	☎ 03-0000-△△△	
家族で決めた 集合場所	○△ひろばの前		自治会単位の 地域集合場所	○△公園	
火災から避難 →広域避難場所	○△墓地一帯		自宅が危険 →区民避難所	○△プラザ	
家族の共通連絡先 (遠方の親せきなど)	父の実家 ☎ 00-△△△△-□□□□				
	叔母の携帯 ☎ 090-△△△△-□□□□				

▶切り取って使いましょう

防災カード 災害伝言ダイヤル 171

氏名	性別	血液型	生年月日
	男・女		
住所 〒			
☎			
勤務先・ 〒			
学校・保育園等			
☎			
治療中の疾患・薬剤名など			アレルギー

防災カード 災害伝言ダイヤル 171







氏名	性別	血液型	生年月日
	男・女		
住所 〒			
☎			
勤務先・ 〒			
学校・保育園等			
☎			
治療中の疾患・薬剤名など			アレルギー







防災カード 災害伝言ダイヤル 171



氏名	性別	血液型	生年月日
	男・女		
住所 〒			
☎			
勤務先・ 〒			
学校・保育園等			
☎			
治療中の疾患・薬剤名など			アレルギー




防災カード 災害伝言ダイヤル 171

氏名	性別	血液型	生年月日
	男・女		
住所 〒			
☎			
勤務先・ 〒			
学校・保育園等			
☎			
治療中の疾患・薬剤名など			アレルギー

家族の連絡先	氏名	連絡先	
			
			
			
家族で決めた集合場所		自治会単位の地域集合場所	
火災から避難 → 広域避難場所		自宅が危険 → 区民避難所	
家族の共通連絡先（遠方の親せきなど）			
			

家族の連絡先	氏名	連絡先	
			
			
			
家族で決めた集合場所		自治会単位の地域集合場所	
火災から避難 → 広域避難場所		自宅が危険 → 区民避難所	
家族の共通連絡先（遠方の親せきなど）			
			

家族の連絡先	氏名	連絡先	
			
			
			
家族で決めた集合場所		自治会単位の地域集合場所	
火災から避難 → 広域避難場所		自宅が危険 → 区民避難所	
家族の共通連絡先（遠方の親せきなど）			
			

家族の連絡先	氏名	連絡先	
			
			
			
家族で決めた集合場所		自治会単位の地域集合場所	
火災から避難 → 広域避難場所		自宅が危険 → 区民避難所	
家族の共通連絡先（遠方の親せきなど）			
			

港区子育てハンドブック
「みんなと KIDS」
令和 7 年(2025 年) 3 月発行

編集・発行 港区子ども家庭支援部
子ども家庭支援センター



各総合支所窓口一覧

支所名	課	係	電話	住所
芝地区 総合支所	管理課	施設運営担当	3578-3135	芝公園 1-5-25
	協働推進課	協働推進係	3578-3123	
	まちづくり課	まちづくり係	3578-3104	
	区民課	窓口サービス係	3578-3141	
		保健福祉係	3578-3161	
		生活福祉係	3578-3171	
戸籍係	3578-3153			
麻布地区 総合支所	管理課	施設運営担当	5114-8805	六本木 5-16-45
	協働推進課	協働推進係	5114-8802	
	まちづくり課	まちづくり係	5114-8815	
	区民課	窓口サービス係	5114-8821	
		保健福祉係	5114-8822	
		生活福祉係	5114-8823	
赤坂地区 総合支所	管理課	施設運営担当	5413-7273	赤坂 4-18-13
	協働推進課	協働推進係	5413-7272	
	まちづくり課	まちづくり係	5413-7038	
	区民課	窓口サービス係	5413-7012	
		保健福祉係	5413-7276	
		生活福祉係	5413-7277	
高輪地区 総合支所	管理課	施設運営担当	5421-7067	高輪 1-16-25
	協働推進課	協働推進係	5421-7621	
	まちづくり課	まちづくり係	5421-7664	
	区民課	窓口サービス係	5421-7612	
		保健福祉係	5421-7085	
		生活福祉係	5421-7087	
芝浦港南地区 総合支所	管理課	施設運営担当	6400-0033	芝浦 1-16-1
	協働推進課	協働推進係	6400-0031	
	まちづくり課	まちづくり係	6400-0017	
	区民課	窓口サービス係	6400-0021	
		保健福祉係	6400-0022	
		生活福祉係	6400-0023	
	台場分室	窓口サービス係	5500-2351	台場 1-5-1
台場分室	保健福祉係	5500-2352		